

**会津若松市議会定例会
令和7年6月定例会議一般質問
質問予定日及び質問順**

○ 6月9日(月) (個人質問)

No.	議員名	内容	頁
1	渡部 認 議員 (一問一答)	1 会津若松市暮らし応援ガイド2024の成果と課題について 2 令和7年度の各種事務事業の取組状況と求められる事業成果について	1
2	大山 享子 議員 (一問一答)	1 市民の誇れる緑あふれる公園について	3
3	吉田 恵三 議員 (一問一答)	1 観光商工業の振興について	5
4	高梨 浩 議員	1 市政の運営体制について	7
5	原田 俊広 議員 (一問一答)	1 家庭ごみ処理有料化の取組について 2 教育環境の整備・充実について	8
6	平田 久美 議員	1 若者が定着し子育てしやすいまちづくりに ついて	10
7	内海 基 議員 (一問一答)	1 ふるさと納税について 2 庁舎整備事業について 3 少子化問題について	14

○ 6月10日（火） （個人質問）

No.	議員名	内容	頁
8	大島智子 議員 （一問一答）	1 行政サービスについて	16
9	村澤 智 議員 （一問一答）	1 市民、事業者、行政による雪に強いまちづくりについて	18
10	松崎 新 議員 （一問一答）	1 自治基本条例に基づくまちづくりについて	22
11	小倉孝太郎 議員 （一問一答）	1 地域経済活性化対策について 2 教育行政について	24
12	長郷潤一郎 議員	1 道路整備について 2 児童の冬季間の通学方法について 3 生活保護について	29
13	奥脇康夫 議員 （一問一答）	1 廃棄物の更なる分別及びリサイクルについて	31
14	中川廣文 議員 （一問一答）	1 高齢者福祉について	34

○ 6月11日(水) (個人質問)

No.	議員名	内容	頁
15	古川 雄一 議員 (一問一答)	1 小・中学校内における防犯について 2 不登校の実態と対策について 3 ひきこもりの実態と対策について 4 経済対策について	37
16	大竹 俊哉 議員 (一問一答)	1 人口減少社会が財政に与える影響と公共施設 の在り方について	41
17	笹内 直幸 議員 (一問一答)	1 「食べるための力」を身につける食育の推進 について	44
18	石田 典男 議員 (一問一答)	1 本市の学校給食の実態について 2 市立学校の制服の状況について 3 市国際交流協会負担金について	47
19	譲 矢 隆 議員 (一問一答)	1 持続可能な農業・農村支援について 2 除雪体制の改善策について 3 職員の働き方改革について	48
20	成田 芳雄 議員 (一問一答)	1 新工業団地の整備について 2 ライドシェアについて 3 追手町第二庁舎の活用について	52

【お問い合わせは、会津若松市議会事務局(39-1323)へ】

令和 6 年会津若松市議会定例会
令和 7 年 6 月定例会議一般質問
質問する議員名及び質問内容

※ 再質問において一問一答方式を選択した議員は、議員名の後ろに「一問一答」と記載

◎ 個人質問

1 議員 渡部 認（一問一答）

(1) 会津若松市暮らし応援ガイド2024の成果と課題について

① 会津若松市暮らし応援ガイド2024（以下「応援ガイド」という。）の目的と成果見込

- ・ 応援ガイドにある7つのライフステージごとの主な支援策の目的を具体的に示せ。
- ・ 仕事に関係する3つの市独自の支援策についての考え方と最大助成額の設定基準を示せ。
- ・ 応援ガイドに示されている事業全体の成果見込と最終目標を示せ。

② 住まい・暮らし、移住の支援実績と助成額

- ・ 住まい・暮らしの支援策の条件を会津地域17市町村以外からの移住とした理由を示せ。
- ・ 空家等改修支援事業補助金や空家等解体撤去支援事業補助金の相談件数、補助金申請件数と実績を示し、今後の可能性について認識を示せ。
- ・ 移住の支援事業で市独自の支援策それぞれの申請件数と実績に対する認識を示せ。その上で支援策の重複申請の可否と担当課の相談体制について見解を示せ。
- ・ 住宅取得支援事業補助金や移住支援金の実績と現段階までの事業評価、今後の可能性を示せ。
- ・ 移住希望者宿泊費補助金と県事業のふくしま移住希望者支援交通費補助金の内容及び本市における実績を示せ。
- ・ 令和7年5月24日に東京都有楽町で開催された出張移住相談会の参加状況と実施内容、成果に対する認識を示せ。

③ 結婚、妊娠・出産の支援策の内容と実績

- ・ 結婚新生活支援事業補助金の支援策の内容と実績を示せ。
- ・ 妊娠・出産に係る不妊治療費等助成金と出産・子育て応援給付金の実績と今後の課題認識を示せ。

- ④ 教育の支援策に対する申請件数と実績の傾向
 - ・ 板橋好雄奨学資金の貸与実績と最近の傾向を示し、今後求められる制度見直しの考え方を示せ。
 - ・ あいづっこ高校生応援奨学金の申請件数と奨学金の給与実績及び給与額の増額可能性を示せ。
 - ・ 公益財団法人会津育英会の奨学金と一般財団法人小池駿介奨学基金の助成制度に対する認識と市としての見解を示せ。
- ⑤ 今後必要と思われる支援策と課題
 - ・ 暮らしの応援ガイドで今後必要と思われる支援策の充実と課題を示せ。
 - ・ 祖父母が住む地域への移住とされる孫ターンに関する移住支援策の取組内容と課題認識を示せ。
 - ・ 令和7年度の移住支援制度の見直しの概要とその理由について見解を示せ。
- (2) 令和7年度の各種事務事業の取組状況と求められる事業成果について
 - ① 観光振興事業の基本的な考え方と進捗状況
 - ・ ふくしまデスティネーションキャンペーン（以下「DC」という。）の取組状況と3年間の誘客目標及び県に派遣している職員の職務内容と連携強化策を示せ。
 - ・ 大阪・関西万博への東北四季の彩り&東北絆まつりの出展が間もなく始まるが、予定されている事業内容と市のインバウンド強化策を具体的に示せ。
 - ・ 令和7年5月15日に令和7年度の総会が開催された極上の会津プロジェクト協議会だが、令和7年度の事業内容と滞在型観光の推進体制を示せ。
 - ・ 鶴ヶ城天守閣が再建60年を迎えるが、令和7年度に予定されている記念事業の内容と取組状況を示せ。
 - ② さっぽろ雪まつりへの参加目的と事業内容
 - ・ さっぽろ雪まつり大雪像による魅力発信事業の目的と市の関わり方を具体的に示せ。
 - ・ この事業内容と予算額の積算根拠、併せて求められる費用対効果に対する認識を示せ。
 - ③ 鶴ヶ城環境保全策と情報交換会の方向性
 - ・ 国史跡若松城跡（鶴ヶ城）の環境保全に対する市の認識と取組状況を示せ。
 - ・ 1億円の寄附を受けて始まった会津鶴ヶ城を守る会と市

などとの情報交換会の今後の方向性を具体的に示せ。

- ④ 会津若松駅前都市基盤整備事業と今後の取組
 - ・ この事業の進捗状況と今後、事業推進に必要なと思われる取組内容や課題を含めて最終目標を具体的に示せ。
 - ・ 完成までの総事業費の概算額と財源の考え方を示せ。
- ⑤ 新庁舎完成後の市民サービス向上策と事業成果
 - ・ 旧庁舎で使用された不用物品の譲渡・販売が行われたが、その実績と今後の見通しを示せ。
 - ・ 令和7年7月1日の利用開始を予定している多目的スペース・市民ホール等の利用申し込み状況と課題を示せ。
 - ・ AI総合案内とデジタル機器を活用した「行かない」「書かない」「迷わない」「待たない」「現金の要らない」窓口等の利用状況と市民の声を基に今後の課題があれば示せ。

2 議員 大山享子（一問一答）

(1) 市民の誇れる緑あふれる公園について

- ① 会津若松市都市計画マスタープランにおける公園緑地の在り方
 - ・ 会津若松市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）は、平成22年度を基準年とし、令和12年度までの20年間を計画期間として策定された。令和7年3月には令和26年度を目標年度として計画が改定されたが、改定を行った理由を示せ。
 - ・ マスタープランの改定に当たっては、令和7年2月に改定案についてのパブリックコメントが行われたが、市民からどのような意見があったのか示せ。
 - ・ マスタープランの分野別方針には、ゼロカーボンシティ会津若松の実現に向けた自然環境保全の方針が示されている。第31回市民との意見交換会において「ゼロカーボンシティについて」をテーマに意見交換を行った際、参加された市民の方から「ゼロカーボンを目指すには、CO₂削減のための緑を増やさなければならない。」との意見があったが、市は、ゼロカーボンに向けた取組において公園の緑の役割をどのように考えているのか見解を示せ。
 - ・ マスタープランにおける公園・緑地整備の方針には、「都市公園等の既存ストックの長寿命化を図りながら、施設の利活用の向上、機能の充実などの適正な維持管理を図り

ます。」とある。森林環境交付金などを使っての施策が必要と考えるが、具体的にどのように管理を進めるのか示せ。また、課題は何か示せ。

- ・ 公園は、地域住民のコミュニティーの場であり、イベントなどの開催のほか、災害時の避難場所となるなど多岐にわたって利用することができる憩いの場として維持・管理をしていく必要がある。地域住民が利用しやすく愛着を持つ公園とするためには、地域住民の関わりが必要であり、公園等緑化愛護会などとの市民協働による管理が重要と考える。公園等緑化愛護会は、高齢化によって参加団体が増えていない状況にあり、令和7年4月1日現在、市の管理する都市公園数は81か所、緑地が277か所あることから、市の対応にも限界があると考え、今後どのように管理を進めていこうとしているのか示せ。
- ・ 緑を提供し地球温暖化を緩和することや、憩いの場を提供するだけでなく、公園の観光資源としての活用を考えていく必要がある。誰もが楽しめる魅力ある公園の実現に向けた取組として、市民・民間団体・企業・行政が一体となって考え、地域に根付いたサポート・サービスを構築するための協議会の設立が必要と考えるが、見解を示せ。
- ・ マスタープランには、「事業者の資金やノウハウを活かし、Park-PFI等の制度を活用した官民連携による公園の整備・管理の導入検討を進めるなど、多様な利活用を促進します。」としているが、これまでどのような検討をしたのか示せ。また、この制度を活用した公園が整備される可能性はあるのか示せ。

② 扇町公園の在り方

- ・ 扇町土地区画整理事業地区内の公園は、昭和63年から令和3年度まで造成が行われ、令和4年度に供用された。扇町地区内に10ある公園に対しては、区域内の住民に令和4年9月から計5回にわたりワークショップとアンケートを行い、令和6年に基本計画を示したが、市民意見をどのように反映したのか示せ。
- ・ 扇町地区内の公園について、地域住民からは「憩いとなる緑の場所が少ない、使い勝手が悪い」などの声がある。日陰や休む所が少ないため、幼児や高齢者などが過ごしたい場所となっていないのが現状である。10公園それぞれの特徴や設備イメージは基本計画に示されているが、いつま

で整備するのかは示されていない。どのような整備計画であるのか、整備方針や進捗状況と併せて地域住民に示すべきであると考えが見解を示せ。

- ・ 扇町1号公園には防災公園としての機能が求められるが、どのような整備がなされていくのか示せ。また、この公園を使った地域住民の防災訓練を行うべきと考えるが認識を示せ。

③ 会津若松駅前都市基盤整備における公園の在り方

- ・ JR会津若松駅前の安全性・利便性の課題解消や、会津エリアの観光の玄関口にふさわしいシンボル性の確保、賑わい、魅力の向上を図ることなどを目指した会津若松駅前都市基盤整備基本構想（以下「基本構想」という。）が令和2年5月に示され、令和7年度は6月から駅前公園利活用改修事業による工事が進められる。この工事を行うことで、駅前公園をどのような公園にしようとしているのか具体的に示せ。
- ・ 駅前公園は、木々や花壇、噴水もあり観光客や市民の憩いの場所である。これまで、花と緑のスタッフによって手入れがなされていたが、今回の工事によってその場所が無くなってしまうことになる。工事後の花と緑のスタッフの作業はどのようになるのか示せ。また、基本構想の関連計画における位置付けでは、「安全で快適な憩い空間の提供」をし、「緑に囲まれた潤いの環境を作る」としているが、今回の工事との整合性をどのように取ろうとしているのか見解を示せ。

3 議員 吉田 恵三（一問一答）

(1) 観光商工業の振興について

① 会津まつりの取組と今後の方向性

- ・ 会津まつりは、先人への鎮魂と感謝という基本理念を後世に伝えていくことを柱として開催されている本市最大のまつりである。これまでさまざまな検討や提言等に基づき、会津藩公行列への一般参加者の拡充を行うなど、会津まつりの充実が図られてきている。その一方、夜間に開催されている会津磐梯山踊りへの参加者数は減少し、会場周辺の賑わいや見物客等も年々少なくなっていると思われる。会津まつり協会に関する検討委員会が設置され、まつりの内容やその推進体制について議論されているようであるが、

会津まつりへの現状認識と検討委員会におけるこれまでの検討状況を示せ。

- ・ 令和7年度においては、ドローンを活用した会津まつりのPR動画を制作することとしているが、この内容と活用方法について示せ。

② 中心市街地活性化への取組

- ・ 令和7年度に会津若松市中心市街地活性化協議会は、神明通りの商業施設跡地を活用したエリアの価値向上事業に取り組むこととしており、市も財政支援を行う。この事業は、居心地良い場所づくり、地域経済のエンジンづくり、思い出づくりの場として、幅広い年代の市民等が自由な時間を過ごせる場を創出することにより、中心市街地での利用者を増やし、市民等の交流や活動、思い出が生まれる場所となることを目指す取組である。今後、どのようなスケジュールで、どのような整備を図るのか、具体的な内容を示せ。
- ・ この事業の実施に当たっては、市の負担金とともに、県の補助制度である地域創生総合支援事業の活用を予定しているとの説明があった。この事業は、次年度以降も中長期的な取組が期待されるが、市の財政支援の考え方を示せ。

③ スマートシティA i C T入居企業と雇用効果

- ・ スマートシティA i C Tは、スマートシティ会津若松の取組の一環として、首都圏などのI C T関連企業が機能移転できる受皿としてオフィス環境を整備し、I C T関連企業の集積により、首都圏からの新たな人の流れと雇用の場の創出、若年層の地元定着など、定住、交流人口の増加を図り、地域活性化に資することを目的として整備されたものである。令和6年2月時点におけるスマートシティA i C Tへの入居企業数は43社であり、在籍社員は約240名であったが、令和7年2月1日現在の入居企業数は、36社であり、在籍社員数は約250名となっている。在籍社員数は、コロナ禍等を経て、リモートワークの普及などによる働き方の変化の影響等により、当初掲げていた目標値には届いていない現状にある。入居企業の減少が進んだ主な要因とスマートシティA i C Tへの会津大学の卒業生をはじめとした地元若者の雇用についての認識を示せ。
- ・ スマートシティ会津若松の取組の推進に当たり、入居企業の減少がもたらす影響への認識と、入居企業の減少に対

する現在の企業誘致に関する取組状況を示せ。

4 議員 高 梨 浩

(1) 市政の運営体制について

① 人材の確保と育成

- ・ 職員数の推移として、①任期の定めのない職員、②任期付職員、③臨時的任用職員の令和5年度から令和7年度までのそれぞれの4月1日現在の人数を示せ。また、退職者数の推移として、任期の定めのない職員のうち、満60歳未満の方の令和4年度から令和6年度までのそれぞれの年度における人数と、3か年合計による年代ごとの人数、主な退職事由を示せ。さらにその中で、採用後5年以内で退職した職員の人数を示せ。
- ・ 職員数は平成17年に1,147名、令和4年に941名（任期付職員を除く）と約200名の削減となっている。幼稚園・保育所の民設民営化やごみ収集業務、斎場火葬業務、学校用務・給食業務などの民間委託により職員数の減員を行った一方、地域づくりや空き家対策、DXへの対応、少子高齢化対策、生活困窮世帯への支援、ごみ減量化への取組などには職員数の増員が必要となっており、職員総数を抑制する中で有為な人材の確保が求められている。職員採用試験においては、行政経験者枠を新設し、さらに大卒程度受験年齢を35歳まで引き上げ、30歳代後半の人材確保に努めているが、その方々の本市規定による給料や職位は低い期間が長いのではないかと考える。10年から20年程度の社会経験を経たからの採用者の昇給・昇任制度は人材確保と育成のために、また、受験者にとって魅力あるものとするために見直す必要があると考えるが見解を示せ。
- ・ 本市の社会動態による人口減少を低減させるためにも、高卒の採用者が少ない現状を変えることが事業所としては必要ではないかと考える。高卒の採用者の割合が少ない理由を示せ。

② 多様化するサービスの選択と提供

- ・ 多様化する市民要望に対応するため、提供するサービスの選択は、市の持つ人的資源を最大限発揮するためにも重要なことである。これまで実施した「働き方改革モデル職場」「働き方改革実践マネジメント研修」「働き方改革課題解決特別タスクフォース」で人材活用のために得たもの、

現在の取組、今後の方向性について現在の考えを示せ。あわせて、提供すべき市民サービスの選択はどのようなことを基本として判断することとしているのか考えを示せ。

- ・ 市民が求めるサービスに職員が適切かつ丁寧に対応するためにも、職員の知識と経験の蓄積は担当する業務はもちろんのこと、担当業務以外の蓄積も非常に重要である。また、業務において不備や不都合なことの改善についても常時対応ができる組織風土が必要である。グループ制を採る本市の組織において、トップダウンとボトムアップによる組織運営と恒常的な業務改善の両方が滞りなく実施されることにより、市民満足度の高い行政サービスの提供が行われることとなるが、特に現場からの市民サービス改善意見となるボトムアップについて、現在どのような体制でどのような運用がなされているのか、実例を挙げて示せ。

5 議員 原田俊広（一問一答）

(1) 家庭ごみ処理有料化の取組について

① ごみ緊急事態宣言に基づく取組の評価

- ・ 令和7年2月定例会議の一般質問では、ごみ緊急事態宣言の目標が達成できなかった要因について、緊急事態に見合った取組ではなかったからではないのかという私の質問に対して、市長は「ごみ緊急事態宣言にふさわしい規模、頻度による取組であった」との答弁であったが、それではなぜ削減が目標の半分程度にしかならなかったのか説明がつかないと考える。目標が達成できなかった要因について、令和6年12月20日の議員全員協議会で示された「ごみ緊急事態宣言の結果と今後の対応について」では「全ての皆様の取組とすることはできなかった」ことと述べられているが、なぜ「全ての皆様の取組とすること」ができなかったのか、その要因を示せ。

② ごみ緊急事態宣言後のごみ排出量と取組

- ・ 令和7年2月以降から現時点までの燃やせるごみの削減状況を示せ。
- ・ 令和7年2月定例会議の答弁では、なぜごみの有料化が必要なのか、ごみを減らすことがどういう意味があるのかを丁寧に話していく必要性、リサイクルの新たな資源化品目の拡充、キエーロ等に関する支援の充実に努めていきたいと述べているが、それらの取組状況を具体的に示せ。

- ③ 家庭ごみ処理有料化決定についての市民の反応
- ・ 令和7年2月定例会議で令和8年4月からの家庭ごみ処理有料化が決定されて以降、有料化に対する市民の受け止め方はどうであるか、市が把握している市民の声を示せ。
 - ・ 令和8年4月からのごみ処理有料化実施に向けて、市民理解を広げるために市はどのような取組を行おうとしているのか具体的に示せ。
- ④ 令和8年4月からの家庭ごみ処理有料化の準備状況
- ・ 令和7年2月に示された家庭ごみ処理有料化実施方針（以下「実施方針」という。）では、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」を有料化の対象品目としているが、それぞれの手数料設定の考え方、小売店からの徴収の仕方、管理はどのようになるのか具体的に示せ。
 - ・ 実施方針では、指定ごみ袋等への記名協力について示されているが、記名を義務ではなく協力とする理由を示せ。また、記名されていない指定ごみ袋で排出されたごみの対応はどのようになるのか示せ。
 - ・ 実施方針に示されているそれらのことを全ての市民に対し分かりやすく説明し、理解を深めるためには、全ての家庭に対する丁寧な説明が必要だと考えるが、市としてどう考えているのか示せ。
 - ・ 有料化の実施以降、各町内のごみステーションにおいて、燃やせるごみの袋の中に明らかに燃やせないごみが含まれていたり、指定ごみ袋が使用されていない場合などもあると予想されるが、その場合の対応はどうなるのか示せ。
 - ・ 本市が採用するステーション方式の場合、現在でさえ各町内会（自治会）で様々な負担があると考えられる。有料化でその負担はさらに増大するのではないかと懸念する声もあるが、このことに対する市としての認識を示せ。
- ⑤ 市長を先頭とした市民総ぐるみでのごみ減量化運動
- ・ ごみ緊急事態宣言でも強調されたように、新ごみ焼却施設が稼働する令和8年3月までには本市の燃やせるごみ排出量を1日当たり82.1トン以下に減量しなければならないが、あと残り9か月でそれが可能だと考えているのか示せ。
 - ・ 令和8年3月までに減量目標を達成したとしても有料化は実施するとしているが、その理由を改めて示せ。
 - ・ ごみ減量化は本市にとって緊急であるばかりでなく、地球環境と温暖化防止のためにも成し遂げなければならない

重要な課題だが、その達成のためには全ての市民の協力・協働が欠かせず、市民の意識改革を行うような壮大な取組が求められると考える。そのためには担当部局のみならず、市長を先頭に、全庁全部局挙げて市民総ぐるみの運動をつくっていく必要があると考えるが、認識を示せ。

(2) 教育環境の整備・充実について

① 小・中学校の学校施設の状況と今後の方向性

- ・ 会津若松市教育予算確保協議会からは、毎年市の教育予算編成に関する要望が出されているが、市は現在までにこの要望をどのように受け止めて、どの程度対応してきたのか示せ。
- ・ 令和7年度の要望の中では、人的な配置、学習教材等の充実とともに、施設・設備の整備も強調され、特別教室等へのエアコンの設置やプールの整備をはじめ、具体的な要望が多数挙がっているが、中には学校の水道水が飲めない、校庭の遊具の多くが危険で使えずトラロープで囲んでいる状況など、このまま放置できない緊急性の強い要望も含まれている。このような要望に対してどのように対応するのか、令和7年度の方針を示せ。

② 市が管理する体育館の状況と今後の方向性

- ・ 現在市が管理する体育館における空調設備の設置状況と今後の整備予定を示せ。
- ・ 本市の小・中学校も含めた市が管理する体育館は、学校教育や市民スポーツで使用する以外にも、会津若松市地域防災計画第3編災害応急対策計画では避難所として使用される可能性も示されている。学校教育で使用する場合はもとより、避難所として使用することになった場合の安全性を考慮すると、体育館の空調設備の有無は重要な要素となると考えるが市としての認識を示せ。

6 議員 平田久美

(1) 若者が定着し子育てしやすいまちづくりについて

① 若年層の転出対策と若者の定着に向けた取組

- ・ 本市が直面する喫緊の課題の一つに「若年層の転出増加」がある。全国的に少子化・高齢化・人口減少という三重苦が深刻化する中、特に地方都市においては、将来を担う若い世代の流出が地域社会の持続可能性に深刻な影響を与えている。本市においても例外ではなく、令和2年の国勢

調査によれば、本市の総人口は117,376人であり、平成27年と比較して約5.4%の減少となっている。さらに、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口によれば、令和32年には本市の人口は約76,000人にまで落ち込むとされており、35%以上の人口減が見込まれている。中でも特に憂慮すべきは、若年層の流出である。特に10代・20代女性の県外転出超過が顕著であり、今後の出生数や子育て世代の減少に深刻な影響を与えることが懸念されている。加えて、0歳から9歳の子どもの人口も減少傾向にあり、少子化の進行が加速度的に進んでいる現状にある。こうした人口動態の背景には、高校卒業後の進学や就職を契機に都市部へ転出する若者が多いという現実がある。都市部には大学や専門学校等の高等教育機関の選択肢が豊富であり、また、就職においても多様な職種やキャリアアップの機会、高い給与水準の働き先などが揃っており、若者にとって魅力的な選択肢となっている。したがって、進学や就職のために一度転出した若者の多くが、地元に戻らずそのまま都市部に定着してしまい、「Uターン」や「地元回帰」に至っていないのが実情ではないかと考える。市として、若年層が流出している現状について、市の状況をどのように分析し、どのような要因が背景にあると認識しているのか見解を示せ。

- ・ 本市では、これまでも様々な支援策を実施していると認識しているが、転出対策や転入支援としてこれまで取り組んできた内容を示すとともに、それら施策に対する成果と認識を示せ。
- ・ 一度転出した若者に対しても、将来的に「戻りたい」「地元で暮らしたい」と思ってもらえるような関係づくりが重要だと考える。転出者とのつながりを維持し、定期的に地元の情報を届けることで、再び地元に住むという選択肢として本市を検討してもらえるような仕掛けや、情報発信の強化が必要だと考えるが見解を示せ。

② 地元企業雇用に向けた取組

- ・ 前述のとおり、本市においては、少子高齢化と人口流出が進む中、若年層の地元離れが顕著であり、地域産業の担い手不足が深刻な課題となっている。特に進学や就職を契機に市外へ転出する若者が多い。地元企業は人材不足に悩み、若者側も働きがいのある職場や安定した雇用環境を求

めて都市部を志向する傾向が強まっている。また、求人内容と求職者の希望とのミスマッチも指摘されている。このような中で、市としては、地元企業との連携を強化し、若者が地元で働き続けられるような魅力ある雇用の創出や就業支援体制の拡充を図っていく必要があると考える。若者が「このまちで働きたい」と思えるような環境づくりは、定住促進や地域経済の維持、発展にも直結する重要な施策である。このような背景から、直近3年の本市の有効求人倍率を示し、その傾向と今後の見通しについて見解を示せ。

- ・ 高校新卒者の令和6年度における地元企業への就職率を示し、その結果に対する認識と、若者の地元就職促進に向けた今後の支援策を示せ。
- ・ 市とハローワークが連携して行っている高校新卒者への就業支援にはどのような取組があるのか示せ。また、現状の支援体制について、どのように評価しているのか示せ。さらに、今後の連携の在り方や強化について、具体的な施策を示せ。
- ・ 若者が地元で働きたいと思えるような雇用環境を整えるために、市は地元企業とどのような連携を進めているのか示せ。また、どのような課題があり、今後どのように取り組もうと考えているのか示せ。

③ 地域の医療体制の確保

- ・ 子育て中の保護者にとって、夜間や休日に子どもの体調が悪くなったときは、「どうしよう」「朝まで様子を見た方が良いのか」「すぐに病院に連れて行くべきなのか」などといった不安や葛藤に襲われることが少なくない。こうした際に、夜間急病センターや休日当番医の存在は、子育て世帯にとってとても心強い支えであり、安心して子どもを育てていける地域づくりの基盤となる。令和5年度市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の報告でも、休日当番医を受診しようとした保護者から、「高熱が出た子どもを連れて行ったが、3歳から5歳未満の小児は診てもらえないと断られた」「すでに受け入れ人数が上限に達しており、その日に診てもらえなかった」といった声が寄せられていた。また、令和6年末にはインフルエンザの流行により、休日当番医を受診しても体調が優れない中で3時間から4時間、車内での待機を強いられ、「非常につらかった」「その間に家族に感染が広がってしまった」

といった声のほか、夜間急病センターの利用を希望していたが、「1時間半以上にわたり電話をかけ続けても一度もつながらず、結局予約が取れなかった」といった声も聞いており、夜間や休日における小児医療の受診体制に対する不安の声は、ますます高まっているのが実情ではないかと考える。市民からは「小児科の診療体制が十分に整っていないのではないか」との声が多数寄せられている。その一方で、医師不足や医師の高齢化、さらには、少子化の影響により小児科医を志す医師が減少しているといった構造的な課題についても認識しているところである。このような背景を踏まえると、夜間急病センターや休日当番医の機能を今後さらに充実を図っていくべきだと考えるが、市は市民ニーズをどのように把握しているのか示せ。また、寄せられた市民の声を今後どのように施策に反映していこうと考えているのか考えを示せ。

- ・ 会津若松医師会等から出されている課題を示すとともに、解決に向けて今後どのように取り組んでいこうと考えているのか示せ。
- ・ 夜間急病センターにおけるオンライン診療の活用は、子育て世帯への支援としても、地域医療体制の持続可能性を高める手段としても、今後の地域医療において重要な要素であると考え、今後の可能性や活用方針を示せ。

④ 結婚に関する意識の変化と支援の在り方

- ・ 近年、全国的に晩婚化・非婚化が進行しており、婚姻件数・出生数ともに長期的な減少傾向が続いている。厚生労働省の統計によれば、令和4年の全国の婚姻件数は戦後最少を記録し、合計特殊出生率も過去最低を更新するなど、少子化に拍車がかかっている。その背景には、結婚が必ずしも人生の選択肢の中心でなくなったという価値観の変化がある。特に若年層においては、結婚や出産にメリットを感じない、夫婦が希望する子どもの人数が減少している。また、経済的な不安定さや働き方の多様化に加え、他者との関わりそのものをわずらわしく感じる傾向も一部に見受けられるという。本市においても同様の傾向がみられ、婚姻件数・出生数の減少は、人口減少と地域の持続性に直結する重大な課題となっている。加えて、若年層の都市部流出により、地元での結婚の機会が物理的に限られるという地域特有の課題もある。こうした背景を踏まえ、過去の婚

姻件数及び出生数の推移を示すとともに、このような数値の推移を市はどのように認識し、特にどのような政策を重点的に取り組むべきと考えているのか見解を示せ。

- ・ 現代版仲人養成講座の目的は、「現代版仲人相互の連携を図りながら各人が持つ結婚希望者の情報を基にしたお見合い等の設定や結婚希望者のニーズに沿った支援をする」こととしている。現代においては、従来のような自然な出会いの機会が減少する中で、結婚を望む若者が安心して一歩を踏み出せる環境を地域で作っていくことが、これまで以上に重要である。そうした中で、地域に根ざし、当事者に寄り添いながら支援できる「現代版仲人」の存在は、単なる縁結びにとどまらず、社会的孤立の防止や地域コミュニティの活性化にも資する存在として、その役割は今後ますます高まると考える。令和6年度の現代版仲人養成講座の成果を示せ。また、今後の講座開催に向けて、内容や受講者の拡充、地域との連携強化など、今後の具体的な取組を示せ。

7 議員 内海 基（一問一答）

(1) ふるさと納税について

① 令和6年の実績

- ・ 令和6年度のふるさと納税による本市への寄附額とそれに伴う経費を示せ。
- ・ 令和6年分のふるさと納税で市民による他自治体への寄附総額とそれに伴う寄附金税額控除額を示せ。
- ・ さらに、返礼品の品数、人気のある返礼品、また、寄附額の傾向、寄附金の使い道の傾向を示せ。

② 令和6年の評価

- ・ 令和6年度のふるさと納税の収支について、どのように評価しているのか示せ。
- ・ ふるさと納税による減収額の75%が国の地方交付税によって補填されることから、寄附受入額から経費と寄附金税額控除額の25%を差し引いた額が、実質収支額になると考えるが市の認識を示せ。
- ・ 市民による他自治体への寄附額の総額と本市への寄附受入額を比較し、評価していくべきと考えるが見解を示せ。

③ 今後の課題

- ・ 令和6年度においては、寄附受入の目標額を令和5年度

の倍以上として取り組んできたが、令和7年度の寄附受入目標額を示せ。

- ・ ふるさと納税受入れの申請手法の状況を示せ。
- ・ ふるさと納税のポータルサイト数をさらに増やすべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 寄附額を増やしていくためには、返礼品の更なる充実化が必要と考えるが、返礼品を増やしていくための取組を示せ。
- ・ ふるさと納税を通じた地場製品の創出に取り組んでいる自治体もあるが、本市でも取り組むべきと考えるが認識を示せ。

(2) 庁舎整備事業について

① 建設工事費

- ・ 会津若松市庁舎整備基本計画の精査と整備に向けた方向性の整理では、建設工事関連費として83億円と想定していたが、最終的に建設工事関連費はいくらになったのか示せ。

② その他の経費

- ・ 建設工事関連費とは別に、備品購入や各種調査・移転等のため、その他費用として20億円を想定していたが、最終的に総額いくらになったのか示せ。

③ 今後の対応

- ・ 今後この事業を検証していくと考えるが、いつを目途に総括し、どのような形で市民に示していくのか認識を示せ。
- ・ 現時点で浮かび上がっている課題や受けている要望があれば示せ。
- ・ 旧館部分を議会棟と称してはどうかと考えるが認識を示せ。

(3) 少子化問題について

① 出生数の認識

- ・ これまで行ってきた出生数増加策の成果を示せ。
- ・ 令和6年の出生数に対する認識を示せ。

② 移住支援事業の成果

- ・ これまで実施してきた移住支援策の成果を示せ。
- ・ 移住支援により移住してきた子育て世帯数とそのうち、18歳までの子どもの人数を示せ。

③ 移住促進の取組

- ・ 移住マッチングサイトを活用したマーケティングの検討状況を示せ。

- ・ 移住促進に向けて、子育て環境の充実化が必要と考えるが認識を示せ。
- ・ 移住促進に向けて、学力向上の取組強化が必要と考えるが認識を示せ。
- ・ 本市教育のブランド化を進めるべきと考えるが見解を示せ。

8 議員 大島 智子（一問一答）

(1) 行政サービスについて

① 市民に寄り添った行政サービスの最適化と利便性の向上

- ・ 令和7年5月に議会で開催した第31回市民との意見交換会では、ごみ問題、雪の問題、地域防災の意見が多く出され、多くの課題があることを再認識することができた。市民が市の事業を理解し、課題を解決する手段の1つに生涯学習出前講座がある。それを活用することで多くのことが学べるとともに、市の取組、サービス等の理解が深まると考える。令和6年度の生涯学習出前講座の利用状況を示せ。また、生涯学習出前講座の開催時間も様々である。地域や団体の方からも人数が少なくても講座をやってもらえたという喜びの声もある。勤務時間外での生涯学習出前講座となった場合、市職員の働き方として、どのような勤務体制で臨んでいるのか示せ。
- ・ 奨学金返還支援事業補助金は県外から移住又は市内の大学等を卒業した30歳以下の方が市内に本社のある企業等へ就職した際に利用できる制度である。この補助金を令和6年度に申請し活用した人は何人か示せ。また、他県の大学に進学したものの、住民票を移していなかったことにより、対象とならず断られた人がいたと聞いた。この補助金の対象にならなかった人は何人いたのか示せ。現在、大学生等で住民票を移していないと思われる人は多数いると思われるが、会津大学や市内の専門学校で学んだ人であれば、本市出身者でも奨学金返還支援事業補助金対象者となっている。この場合、住民票の異動はない。それらを考えると、住民票を動かさず、他県の大学に進学した学生等も市内に本社のある企業等に就職したならば対象とすべきではないか。少なくとも人口は減っていない。会津若松市民である若者を大事にすべきである。他県の大学等でしっかり学び会津若松市での就職を決めて帰ってきたのである。ここは

早急に改善し、春から就職した人も対象とすべきと考えるが見解を示せ。

- 子育て世代の方から、市役所に相談に行きたいがどこに聞いたらいいかも分からないという相談があった。実際、子育て、保育園、学校と内容が多岐にわたることも多い。そのような相談窓口の1つに生活困窮者自立支援制度として「生活サポート相談窓口」が設置され、断らない相談窓口として位置づけられているが、内容によっては担当課を案内するまでの対応である。小さな子どもが同行することもあり、担当課を何箇所も回るとは負担となる。相談窓口1箇所ですべて完結できるようにすべきと思うが見解を示せ。
- 児童扶養手当を申請しているが、条件が合わず受給できない人は令和4年度から6年度までで何人いたのか示せ。また、児童扶養手当の申請をしたときに、即受理できる内容であればいいが、条件が合わない場合「不正申請する人がいるので」との前置きがあってから対応をされたとの声があった。最初から疑われているかのような対応であり、とても不愉快だったと聞いた。そこで令和4年度から6年度までで何件の不正の申請があるのか示せ。また、受給後に不正が分かり受給が止められた人は何人いるのか示せ。市民に寄り添った対応として丁寧な聞き取りは重要である。条件が合わない、申請できない、と言われたら諦める人もいる。更には条件が合わないところをどうしたらいいのかと相談する人もいる。ひとり親になり、児童扶養手当が受給できない場合、困る人は多くいることは理解していると思うが、本当に必要な人が受給できるよう、慎重かつ丁寧な窓口対応が必要ではないかと考えるが認識を示せ。

② 庁内dXの推進

- 北会津支所、河東支所、各市民センターは近隣に住む方にとっては利便性が高く利用者も多い。しかし、内容によっては本庁舎まで行かなくてはならない相談や手続きがある。そのためには仕事を休んだり、早退したり、または、仕事の合間を利用して来庁する方も少なくない。手続きや相談の内容によっては最寄りの窓口にいながら本庁舎担当職員とオンライン等で対応ができないだろうかと思うが見解を伺う。庁内dXのますますの推進により、今まで本庁舎でなければできなかった対応が、近くの支所又は市民センターで本庁舎同様の行政サービスが受けられたら、業

務が最適化され市民の利便性も高まると考えるが見解を示せ。

③ 会津若松市新斎場整備事業の取組

- ・ 会津若松市新斎場整備基本計画（案）のパブリックコメントが令和7年4月25日から5月26日の間で実施された。そこで、意見が何件出され、また、どのような内容であったか示せ。
- ・ 千葉県習志野市では海の近くにあることもあり「しおかぜホール」と付け、茨城県取手市では「やすらぎ苑」、埼玉県川口市では「めぐりの森」と付いている。市民の方が分かりやすく、親しみやすいネーミングを公募してはどうかと思うが見解を示せ。

9 議員 村 澤 智（一問一答）

(1) 市民、事業者、行政による雪に強いまちづくりについて

① 災害救助法が適用となった令和7年2月の除雪対応

- ・ 災害救助法とは、災害が起きた際に被災者への迅速な応急救助と保護を行うことを目的として制定した法律である。地震や水害など災害直後から、避難所の開設、物資の提供など、被災者の生活を守るために必要なことが定められており、社会の秩序を保つために重要な役割を担っている。そこで、災害救助法が適用になった場合、都市機能の回復維持を目的として、市民の安全を確保するための外出制限など市民へ強制力のある指示ができるのか認識を示せ。
- ・ 今回の災害対策本部において、自衛隊派遣の要請についてどのような流れで検討したのか示せ。また、自衛隊派遣の要請を行わなかったことについて市民にどのように周知したのか示せ。

② 除排雪作業の情報共有の強化

- ・ 本市では、GPS機能（全地球測位システム）を活用した除雪車運行システムにより、除雪車の稼働状況をパソコンやスマートフォンで確認することができる。しかし、今回の大雪では想定以上のアクセスがウェブサイト集中し、その結果、サーバー側に負担がかかり、サーバーの対応が追い付かない状態となり、市民が情報を得ることができなくなった。アクセス集中によるサーバーダウンに有効な対策として、アクセス制限やサーバー性能の増強・台数追加、負荷分散装置を利用するなど様々な対策があるが、市民の

安心と安全を担保する情報提供につながる除雪車運行システムは、設備の強化等の対策が早急に必要と考えるが認識を示せ。

- ・ 高齢者などの市民からは自分の家の前の除雪がいつ実施されるのか不安だったとの声を聞いている。除雪には、通学路や交通ネットワークの確保を最優先に午前7時までに実施する早出除雪路線や日中除雪路線などあるが、市民は自宅周辺の道路の除雪について優先順位が分からないようである。そのため優先順位を理解してもらうことで、いつ除雪が来るのかの判断がしやすくなると思う。そこで、除雪車運行システム上に、路線ごとの優先順位を表示し市民の判断材料として提供すべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 市は、大雪の影響で数多くの苦情や要望を電話で受けることになった。その中で、特に自己主張の強いクレーム対応に長く時間を取られることで、業務に支障や影響が出たと考えるが見解を示せ。
- ・ 一つひとつの苦情、要望に対して、その都度現地を確認するために除雪業者が右往左往したことで、現場の除雪作業に専念できない状況があったように聞いている。数多くの苦情や要望が来ることは理解するものの、それらに一つひとつ答えて対応しては、非常に効率が悪い除雪になってしまうと考える。そこで、除雪業者には、苦情要望に振り回されることなく、割り当てられた区域の路線ごとに優先順位を設定して除雪に集中して対応できる体制づくりが必要と考えるが認識を示せ。
- ・ 今回の大雪において、市民からの膨大な数の苦情、要望を電話で聞き取りしながら記録し保存することは、相当な人的労力が必要と考えられ、限られた職員での対応には限界がある。本市の会津若松市庁内d X（デジタル・トランスフォーメーション）アクションプランでは窓口のDX化を推進しているが、電話での受付こそ庁舎内でDX化を推進すべきと考える。情報とは、「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「なぜ」「どのように」という6つの要素である「5W1H」が揃うことが重要である。そこで、原則5W1Hを意識したメールやSNSを活用し、苦情、要望を受付する体制を構築すべきと考えるが認識を示せ。
- ・ 本市のコミュニケーションサービス「あいべあ」は、地域の皆さんの様々な活動が連携し、より活発になることに

よって、社会の効率性を高めることができるという考え方にに基づき、地域の活動を集約・発信するための基盤である。これまで、「あいべあ」では登録者に限定した緊急情報を一斉配信する機能があり、防災情報メールにて、熊の目撃情報や今回の大雪に関する情報を発信してきたものの、今回の大雪では登録していない市民や観光客、市外からの方々には情報が届かず、車での移動に長時間かかるなど大変な思いをされた方々が多くいた。そこで、大雨の時などに配信されるエリアメールや緊急速報メールを活用して、市民に限らず国道や幹線道路の通行止めや除雪情報などについて、広く情報発信や周知に取り組み少しでも交通渋滞の解消等に取り組むべきと考えるが認識を示せ。

③ 市民、企業との協力体制

- ・ 市民との意見交換会の中で、昔からある住宅街の町内では、市民自らが向こう三軒両隣という考え方の中で、自宅前の除雪と安否確認も含めて除雪ができない高齢者宅付近の除雪を近所で取り組んでいると伺った。あらためて、自助、共助に取り組むことの必要性、そして、向こう三軒両隣の顔の見えるつながりは除雪に限らずまちづくりに重要であると考えが認識を示せ。
- ・ 日本ジョセササイズ協会という団体がある。これは、西会津町を中心に降雪地域において除雪を楽しむことを提案している。西会津町で誕生したジョセササイズとは、「除雪でエクササイズ」の略で、除雪は労働ではなくエクササイズであるという考え方である。この団体のホームページを見ると、公式のマニュアルブックがあり除雪の取組について詳しく説明しており非常に参考となる。そこで、除雪に楽しく取り組んでもらうために市民へ周知してはどうかと考えるが認識を示せ。
- ・ 市内では、大雪の影響で自宅から勤務先との通勤に多くの時間を要したことで、会社に出社しても仕事にならない事業所があったと聞いている。また、ある会社では出社しても仕事にならないと判断し、事前に従業員を休ませて自宅周辺の除雪に取り組むように指示した会社もあり、非常に参考になる取組と考える。そこで、市内の企業へ全社的に有給を活用した休業などの協力を依頼すべきと考えるが認識を示せ。

④ これからの除雪の在り方

- ・ 冬期間を安心安全に過ごすためには、市民の皆さんの協力が重要となる。そこで、市、会津若松除雪対策協力会等で作成している除雪に関するチラシに掲載している対応内容について、改めて周知すべきと考えるが認識を示せ。
 - ・ 市内の除雪業者は、他自治体の業者と比べると下手と言われるが、実際には道路上にあるマンホールや塀、電柱などの構造物や、道路ぎりぎりに置いてある車両などを避けながら狭い道を真っ暗な深夜に除雪をすることは、簡単なものではないと考える。そこで、街の機能を守るために頑張っている除雪業者やオペレーターの業務について、市民に周知し理解してもらおう取組が必要と考えるが認識を示せ。
 - ・ 除雪作業は、朝起きて市民が出かける前に完了させるために、オペレーターは市民が寝ている時間帯に除雪を頑張っている。そんな中、夜中にうるさいとか、除雪した雪を家の前に置いていくなと除雪車が来るたびに見張っている人がいる。その影響で地域の他の除雪に支障が出てはいけなことから、オペレーターは毅然とした態度で対応し、市はオペレーターを守らなければならない。そこで、除雪車へドライブレコーダーなどの監視カメラを設置することで、度を越えた迷惑行為や不適切な言動、過度な要求を受けることのないようカスタマーハラスメント対策に取り組むべきと考えるが認識を示せ。
 - ・ 大雪の場合、除雪作業は夜通しで寝ずの作業を強いられると聞いている。そこで、事業主は特に大雪で連続して除雪作業に従事する作業員に対して、睡眠時間など休憩時間を確保するなど体調管理に責任を持って対応することを発注者として事業主に指導すべきと考えるが認識を示せ。
- ⑤ 国、県と連携した除雪体制の整備
- ・ 市民から国県管理の道路で除雪作業に入ると、市道と接続する場所において、除雪された雪山が残されることで通行に支障が出ているとの意見があった。特に国県市道が交差する箇所においては、国・県との連携が必須かつ重要と考えるが対応は可能なのか認識を示せ。
 - ・ 今回に限らず、以前から病院に向かう救急車が通行する道路の除雪が不十分との意見が市民との意見交換会で出された。会津若松インターチェンジ周辺や南会津地方などの隣接する自治体から病院に向かう道路の除雪を国・県と連携して優先的に除雪すべきと考えるが認識を示せ。

10 議員 松崎 新（一問一答）

(1) 自治基本条例に基づくまちづくりについて

① 望ましいまちづくりの在り方

- ・ 会津若松市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）では、会津若松市における自治の基本的な理念及び仕組みを定め、市民、議会及び市長等の果たすべき役割を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の確立を図り、もって自主自立のまちを実現することを目的としている。これまでの執行機関は、自治基本条例に基づく住民自治の在り方、今後のまちづくりについては、「高齢化や人口減少の進行とともに、多様化、複雑化する地域課題を解決するためには、地域や住民の皆様と行政が協働していくことが必要であり、市では地域の皆様とともに地域課題や強みの把握と活性化の方策について、ワークショップなどを通して話し合い、共有しながら、これまで地域づくりビジョンの策定やビジョンの実現に向けた財政面も含めた支援など、住民主体の地域づくりを推進してきたところであります。今後におきましても、市内で先行している地域づくり活動の横展開を図るとともに、市も地域の皆様と一緒に地域課題の解決に取り組む中で、地域のことを市民の皆様が考え、実行できる仕組みづくりにもつなげてまいります。」と答弁している。自治基本条例に基づく望ましいまちづくりの在り方の認識を示せ。
- ・ 現状では、企画政策部、市民部、健康福祉部、教育委員会などで様々な計画に基づくまちづくりを行っているが、私は、全庁的な取組については不十分であると認識している。例えば、各部各課は、自治基本条例と地域づくり、地域防災計画、地域包括ケアシステム、学校のあり方懇談会を開催し、地域でのまちづくりについて事業が行われている。こうした計画や事業が全庁的に自治基本条例に基づく取組となっているのか検討が必要であり、修正すべきと考えるが見解を示せ。また、地域の区域の定義については、「地区区長会の区分を基本単位としながら、地域福祉計画であれば第4層、学区であれば小学校区を想定すると一定の整理をしてきたことから、今後は実効性を高めるため、地域の基本的な考え方を自治基本条例に規定することの必要性や有効性について検討してまいります。」と答弁して

いる。いつまでに整理するのか、これまでの検討経過と時期を示せ。

② 各地区におけるまちづくりの現状

- ・ 各地区のまちづくりの現状として、地域づくりビジョンを策定し進めているのは、湊、北会津、河東、大戸、永和、一箕そして行仁地区の7地区である。私は、地域づくりビジョンを策定し、市の全域で地域ごとのまちづくりを進めていくには、地域づくりについての全体計画をつくり、全体スケジュールを明示し、進めることだと認識している。執行機関では、「市全体の地域づくりを推進するための全体計画の策定については、地域ごとのまちづくりへの推進力につながるものと考えられますが、住民主体の地域づくりを推進していく上では、これまで取り組んでまいりました地域づくり活動の機運醸成と地域の実情に応じた地域と行政の協働による取組を進めていくことが重要であると認識しております。」と答弁しており、また、地域づくりに係る目標や課題等の共有については、「庁内のワーキンググループでの取組などを通して、関係各課や関係機関との連携を図っているところです。」さらに、地域活動の内容や進捗状況には地域差があるため、「市の関係各課や関係団体間での交流により地域の目標や課題を共有することで有効な支援へとつなげてまいります。」と答弁している。そこで、これまでの各地区のまちづくりの現状と特徴的な取組を示せ。また、どのような成果や課題が共有されたか示せ。
- ・ これまでの質疑で企画政策部は、「支援する地域が多くなれば対応する職員の不足が予想される。」とし、支援体制の見直しを検討する必要性については、「地域づくり活動への支援については、地域づくり課を中心とした職員により、地域の方々の自発的な活動を後押しする伴走型の支援を行っている。中間支援組織があれば、専門性を高めながら継続的に支援することができるものと認識しており、組織の設立や育成の方法について研究を行っている。また、市で行っている市民活動団体支援事業については、NPO法人や市民公益活動団体との協働を推進するため相談や研修などの支援を行うものであり、今後は地域づくりに関する中間支援組織として育成、支援する視点についても検討する。」という旨の答弁をしている。中間支援の組織づく

りに向けどのように検討してきたのか示せ。また、地域おこし協力隊や集落支援員の配置と中間支援組織の望ましい関係を示せ。

③ 今後のまちづくりの方向性

- ・ 自治基本条例前文では、「私たち市民や議会、市長等が市政運営に関する情報を共有しながら、まちづくりへの主体的な参画や協働により公共的な課題の解決を図っていく」と定めている。そこで、様々な計画に基づくまちづくりを各部各課で行っているが、自治基本条例を所管する企画政策部、地域主体のまちづくりの推進を行う市民部、地域包括ケアシステムを実行する健康福祉部、地域の中で学校のあり方懇談会を開催している教育委員会は、自治基本条例に基づくまちづくりを行うために、会津若松市第7次総合計画と各部各課の個別計画をどのように連携し、協議・調整していくのか示せ。また、機構改革により地域づくりについては企画政策部から市民部に移管されたが、継続した事業をどのように行うのか示せ。
- ・ 地域づくり活動の中で、少子高齢化による人口減少を地域づくりビジョン策定の中で話し合い、学校の在り方について提言してきた湊地区や大戸地区は、小・中学校の見直しを行ってきている。令和7年度の小学校入学児童が10名以下の学校は市内で3校となっている。令和7年5月に開催した第31回市民との意見交換会で児童数が減少する中での小学校の在り方についての意見が出されたが、これまでの意見交換会でも同様の意見が出されている。少子高齢化、人口減少時代におけるまちづくりと小・中学校の在り方について、教育委員会だけではなく全庁的な課題として次期総合計画や公共施設マネジメントとの関係からも検討する時期にきていると考えるが、見解を示せ。

11 議員 小倉 孝太郎（一問一答）

(1) 地域経済活性化対策について

① 各種大会誘致に向けた公共施設の整備

- ・ 本市が管理する施設において、令和4年度から令和6年度までの県大会以上のスポーツ及び文化関係の大会開催実績とその規模を示し、令和7年度に予定されている大会及びその規模を示せ。
- ・ 本市において、県大会以上の大会を誘致することに対す

る経済的効果をどのように捉えているのか示せ。

- ・ 各種大会を誘致するためには公共施設の整備が十分でなければならないが、特に熱中症対策は必要不可欠である。現在、鶴ヶ城体育館やあいづ総合体育館には空調設備がないが、利用者や指定管理者からはどのような声が上がっているのか示せ。
- ・ 大会誘致のための公共施設の整備には、障がい者に対する配慮が必要である。ユニバーサルデザインに基づく車椅子のためのスロープなどのバリアフリー化、多目的トイレの設置及び洋式化、オストメイトの対応状況を示せ。
- ・ 特に高齢者の大会やスポーツ大会を開催する際には、安心安全のためにAED（自動体外式除細動器）の設置が必要である。屋外での大会のためには、AEDの屋外の設置も求められており、日本心臓財団・日本循環器学会からは300メートルごとの設置が推奨されているが、文化・スポーツの大会が開催されるであろう屋内及び屋外における整備状況を示せ。また、AEDを使用した際は、次に備えてパットやバッテリーの交換が必要となるが、管理体制はどのようなになっているのか示せ。
- ・ 現在、旧会津陸上競技場の多目的広場は會津風雅堂や文化センター、鶴ヶ城体育館のイベントの際には駐車場となることが多い。しかし、観光シーズンなどはその出入口によって渋滞を引き起こしていることがある。平成30年12月定例会の一般質問における答弁によれば、多目的広場から見て鶴ヶ城公園第二球場の南側に出入口が設置できないか検討するとのことであったが、その後の検討状況について示せ。

② 各省庁の誘致

- ・ 現在、東京や首都圏に人口や産業、政治、経済、文化等が一極集中していることから、その是正のため、政府は各地域の地域資源や産業事情等を踏まえて政府関係機関を移転し、地方における「しごと」や「ひと」の好循環を促進しようとしている。本市において、政府関係機関が移転された場合にどのようなメリットやデメリットが発生するのか認識を示せ。
- ・ 政府関係機関の地方移転に関しては、平成27年3月から8月にかけて道府県からの誘致の提案を募集し、平成28年3月22日に「まち・ひと・しごと創生本部」が「政府関係

機関移転基本方針」を策定、その中で中央省庁7機関、研究・研修機関等23機関（50件）を決定している。その結果、令和5年3月から文化庁が京都府へ全面移転、消費者庁が徳島県内に新たな拠点を設置、特許庁や官公庁、中小企業庁などは既存の地方拠点において体制を強化するなどの移転の取組が実施されている。このような動きの中で、本市は政府関係機関の地方移転についてはどのように取り組んできたのか認識を示せ。

- ・ 石破茂首相は令和8年度中の創設を目指す防災庁を看板政策としており、県内外から誘致の取組が始まっている。本市でも、会津若松商工会議所が「会津若松市への政府機関・企業誘致促進会議」を設置して、防災庁だけではなくデジタル庁や関連企業の誘致や移転を視野に入れている。県内では同様の誘致をめぐるいわき市や福島市が前向きな姿勢を見せているが、本市はどのように取り組もうとしているのか見解を示せ。

③ 地場製品の販路拡大

- ・ 先日、令和6酒造年度の日本酒の出来栄を競う全国新酒鑑評会の審査結果が発表されたが、本県は16銘柄で金賞を獲得し、3年ぶりの日本一となった。本市には9つの蔵元があるが、今回の審査結果が販路拡大及び消費量拡大にどのように影響すると考えているのか認識を示せ。
- ・ 農林水産省によれば、日本酒の輸出量はこの10年間で右肩上がりとなっており、令和5年度においては2万9,000キロリットルである。相手先は金額ベースでその約30%が中華人民共和国、約22%が米国、約15%が香港となっている。しかし、同省は、米国大統領が行う関税政策により、牛肉や日本酒の輸出で米側業者よりキャンセルが出ているとの調査結果を令和7年4月24日に明らかにした。アルコール類は米国への福島県産品輸出額の約6割を占めており、今回の調査結果を受けて、市内の生産者からは先行きの不透明さに不安の声も上がっている。大きな影響はこれからであると思われるが、生産者のこのような声にどのように寄り添っていくのか見解を示せ。
- ・ 令和5年度における米国に対する福島県産品輸出額は、日本酒などのアルコール類が最も多く、続いて米をはじめとする農作物、そして加工食品となっている。今回の米国の関税政策を考えるに、農産物及び加工食品の更なる国内

の販路拡大に力を入れることが求められると思われるが、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が2類から5類に変更された後の販路拡大の具体的な取組を示し、今後はどうのように取り組もうと考えているのか見解を示せ。

- ・ 米の不足や価格高騰、備蓄米の放出などが連日のようにマスコミで報道されている。その中でも、岡山県加賀郡吉備中央町のように、米価高騰の状況下では返礼品の調達基準を満たした状態での調達の見通しが立たないことから、ふるさと納税の返礼品として米のお届けを休止せざるを得ない状況も見受けられるようになった。ふるさと納税は本市にとって重要な販路の一つであることから、在庫管理や関係者との連携の強化をどのように行っているのかを示せ。

(2) 教育行政について

① 教員の多忙化解消のための校務改善への取組

- ・ 全国連合小学校長会がまとめた令和6年度研究紀要における「小学校教育の改善・充実に向けた教育課程の編成・実施や学校運営などにおいて特に重要視すべきであると考えていること」の上位5項目では、「学校の組織的運営の管理」や「いじめ・不登校防止等の生徒指導体制の充実」などが挙げられている中、「教員の多忙化解消のための校務改善への取組」が最も多い回答であった。教員の多忙化解消は教員の心身の健康を守り、ひいては児童・生徒への教育の質を向上させるための喫緊の課題である。本市では令和7年度から新しい校務支援システムの運用を開始したが、このことにより期待される効果をどのように捉えているのか認識を示せ。
- ・ 新しい校務支援システムが導入されたことにより、職員室のDX化をはじめ、教職員が本来の教育活動に専念できる環境整備が進むことが期待されるが、一方で、一時的に業務が増加することで教職員の負担が増加することは避けられない。したがって、まずは新しいシステムの操作方法を取得するための研修が必要である。既に複数回の研修が行われていると聞き及んでいるが、今後の研修のスケジュールを示すとともに、新しいシステムに対して現時点では現場からはどのような声が届いているのか示せ。
- ・ 新しい校務支援システムでは、各学校によって初期設定が必要であると聞き及んでおり、自由度が増している反面、きちんとしたサポートがなければ本来の機能を十分に使い

こなせないことになる。本市では教育 I C T 環境総合サポート業務委託による学校への駆けつけを行ってきたが、今回の新しいシステムの導入においてはどのような支援体制を構築しているのか示せ。

- ・ 新しい校務支援システムでは、児童・生徒の成績データをはじめとする個人情報などの機密性の高い情報が集約されることから、セキュリティのリスク管理が求められる。個人情報データの漏えいだけではなく、本来はアクセス権限を持たないものがサーバーや情報システムの内部に侵入してしまいう不正なアクセス、コンピュータやその利用者には害をもたらすことを目的とした悪意のあるソフトウェアであるマルウェア感染といったことに対してどのように対策を立てているのか示せ。
- ・ 校務支援システムでは、一般的に出欠管理、成績管理、進路管理、保健管理、学籍管理、グループウェア、個人カルテなどといった機能が提供されているが、その中でも、教職員の勤怠管理、国・県・市から届く事務文書の精選を含めたペーパーレス化についてはどのように改善されていくのか認識を示せ。

② 学びの多様化学校

- ・ 文部科学省では平成17年7月より、不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第56条に基づき学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができるとしている。このような学校は「学びの多様化学校」と呼ばれており、対象は不登校児童・生徒の他にも、断続的な不登校や不登校の傾向が見られる児童・生徒も対象となり得るものであるとされている。他方で、不登校児童・生徒以外の児童・生徒については特別の教育課程の対象にはなり得ないものであるともされている。県内では棚倉中学校において「マイキャリア」という独自の新教科を導入し、棚倉中学校分教室として令和7年4月に初めて「学びの多様化学校」が開室され、全国的にも設置が進み始めている。このような動きをどのように捉えているのか見解を示せ。
- ・ 本市における不登校児童・生徒の数は、令和元年度で合計210名だったものが、令和5年度では合計322名と増加

傾向にあり、全児童・生徒数に対する割合としては、令和元年度が約2.38%（全体数 8,829 名）に対して、令和5年度が約3.99%となっている。本市ではこれまでに少年の家に設置されている教育支援センターや県より教員が専属で配置されるスペシャルサポートルーム（SSR）、タブレットを活用したオンラインによる授業参加などにおいて対応を行ってきているが、これらの対応には立地条件や、対応する教員の確保、スペースの不足といった課題が残されていることから、「学びの多様化学校」としての設置の検討を行ってみてもよいのではないかと考える。「学びの多様化学校」は廃校などの学校設備をそのまま活用する「学校型」や、一般の小・中・義務教育学校を母体とする本校を持ちながら、一部の学級のみを「学びの多様化学校」として指定する「分教室型」など、様々な運用方法があるが、今までに検討は行われたことはあるのか、また、現時点において検討する予定はあるのか見解を示せ。

12 議員 長 郷 潤一郎

(1) 道路整備について

① 道路修繕

- ・ 今年降雪が多かったため大型の除雪車などが多く出動し、例年になく道路の破損が多く見られた。このような状況下において、道路の陥没や段差などの破損箇所の応急修繕は雪解けから2か月以上放置されたまま危険な状況にあった。陥没穴を応急的に補修したものに関しても、本修繕を行っていないためさらに大きな穴となっており、歩行者や自転車などの交通安全に支障をきたし、危険な状況であった。至急、道路の陥没等の修繕を行い、危険箇所を無くすべきであると考えが認識を示せ。また、なぜ修繕が進まなかったのか認識を示せ。さらに、道路の点検は誰がどの程度の周期で行い、応急的処置や修繕は点検から何日以内で完了するのか示せ。あわせて、現在の道路状況及び修繕状況の認識を示せ。
- ・ 市道・県道・国道の道路状況についても放置できないほどの舗装の破損がある。アスファルト補修で継ぎはぎだらけの箇所も多くある。会津若松市には道路等要望が年間約50件程度あり、要望に応えきれないものが約500件以上あると聞き及んでいるが、住民にとって最も大切な道路イン

フラがこのような整備状況にあることを放置・継続していることについての認識を示せ。

- ・ 道路の多くが耐用年数を過ぎた状況にあると思うが、老朽化している道路の整備更新計画の考え方を示せ。

② 街路樹整備

- ・ 店舗の前の街路樹が切られた状態になっており、行政の許可を得ているのか疑問に思われるものや枯れた街路樹も多くあり、街路樹の整備がなされておらず景観が悪くなっている箇所も多くある。街路樹の整備は日常的になされているのか示せ。また、観光地の街路樹の重要性をどのように認識しているのか示せ。
- ・ 歩道の街路樹の根が大きく膨らみ、また、枝や幹が大きく育ち歩行者や除雪の妨げとなっている箇所が多くある。整備に係る地域要望も多くあると聞いているが整備計画はあるのか示せ。整備計画には長期計画も考えられるが、住民への周知はなされているのか示せ。

(2) 児童の冬季間の通学方法について

① 児童の冬季間のバス通学

- ・ 今年の冬は豪雪のため除雪に苦慮した経過にあり、交通渋滞や通勤・通学にも影響があった。道路除雪のために片側2車線が1車線に、片側1車線は両側で1車線の道路での通行となったところも多くあった。そのような中、歩道の無い通学路を、吹雪で前の見えない車道を通学する児童もいた。このような状況での通学の安全対策はどのようになされたのか示せ。また、冬季間の通学の安全確保をどのように認識しているのか示せ。
- ・ 河東地域や湊地域、北会津地域において遠距離通学に課題のあった地域では、地域の事情が考慮されてスクールバスが整備されてきた経過にある。しかしながら、これらの地域においても通学距離によっては徒歩となっている。冬季間の徒歩による通学では、吹雪の中、歩道もない車道を通学することはあまりにも危険である。吹雪の時などは保護者が車で送るなどの対応をしているが、河東地域や湊地域、北会津地域においては通学距離にかかわらず冬季間の児童のバス通学等を可能にするなど、通学支援をすべきと考えるが認識を示せ。

(3) 生活保護について

① 生活保護世帯の現況と支援

- ・ 急激な物価高騰が私たちの生活を苦しめており、低年金者や低所得者の生活は大変な状況にあるものとする。そこで生活保護世帯の状況を把握し、本市の暮らしやすさを考えたい。本市の生活保護世帯数を示せ。また、生活保護世帯への基準額の事例を示せ。さらに、どのような状況の方が対象となるのか示せ。あわせて、生活保護世帯数や支給額の総額について、他地域と比較した場合の認識を示せ。
 - ・ 急激な物価高の中で年金なども増えない状況にある。生活保護世帯の生活はますます苦しい状況となっており、さらなる支援が必要であるとする。市として現在の社会情勢を考えたときに、生活保護世帯への支援をどのように認識し、どのように支援すべきと考えているのか示せ。
 - ・ 生活保護制度は申請主義であることから、申請をしなければ制度の恩恵を得ることができない。本当に生活保護を必要としている人に手を差し伸べ、制度を活用してもらうための支援が必要とする。市ではどのような取組をしているのか示せ。
 - ・ 本市では持ち家に住み、一人暮らしの高齢者など生活保護の申請をしていない人がいると推察される。かつては家や土地があると生活保護を受給できないと言われていた。しかし今は、家や土地があっても評価が低いものや売却できない状況にあるものなど、資産としての評価がほぼ無いものは生活保護を受給できる場合があると認識しているが、家や土地を持っていても、受給の対象となるのか示せ。
- ② 自立支援
- ・ 生活保護については不適切に受給している人がいるとの声も聞かれることから、働くことのできる環境にあっても仕事がない人や収入が少ない人への就労支援など、スキルアップのための自立支援のプログラムを作り、伴走型支援により一人でも多く自立できるような取組をすべきであるとする。が認識を示せ。生活保護受給者は自立支援を受け義務があるとする。また、市は自立支援を行わなければならないとする。が認識を示せ。

13 議員 奥 脇 康 夫（一問一答）

(1) 廃棄物の更なる分別及びリサイクルについて

① 燃やせるごみの現状

- ・ 会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「整備組合」）

という。) が発表した燃やせるごみの令和6年度と令和5年度の同時期を比較した市町村別搬入実績の3月分までによると、本市は家庭系で94.41%、事業系で96.32%、合計で95.08%となっているが、整備組合全体では家庭系で95.00%、事業系で96.45%、合計で95.50%となっている。整備組合全体より前年度比の搬入量が低い水準となっており減量化対策が功を奏していると考えますが、整備組合全体と比較してさほど差が出ていない。市はこの結果をどのように認識し、今後どのように取り組もうとしているのか認識を示せ。

- ・ 今後もこのような状況が継続すると、整備組合へ支払う負担金の割合及び金額はどのように推移するのか示せ。
- ・ 様々なごみ減量化の取組により、整備組合への負担割合が低下し、結果として負担額が減額となれば、その差額をどのように活用していくのか認識を示せ。

② 給食施設等から排出される廃棄物

- ・ 平成23年度より各学校給食施設等（以下「給食施設等」という。）より排出された調理くずや残飯等の「生ごみ」を収集し、民間の処理施設で堆肥にリサイクルしている。市では収集及び処理料を委託料として計上している。給食施設等から排出される生ごみの処理単価は、令和5年度で1キログラム当たり19.8円、令和6年度で1キログラム当たり20.9円となっている。令和7年4月1日より事業系ごみに係る処理単価は1キログラムあたり8円から12円へと値上げとなったが給食施設から排出される生ごみの処理単価の方が高い。単に燃やした方が安価であるにも関わらず堆肥化の事業を実施している理由を示せ。
- ・ リサイクルにより生成された堆肥は、希望する学校等へ配布されており、校内の花壇や畑づくりに活用されている。この事業は、各学校の裁量のもと行われているが、教育委員会としてはどのように評価しているのか示せ。また、教育委員会として全校を挙げての事業化の考えはあるのか示せ。
- ・ リサイクルによる堆肥化は学校等における食育及び循環型社会を学び考える良い機会とも考えるが認識を示せ。

③ 事業系廃棄物に占める生ごみ

- ・ 令和6年度の生活系可燃ごみの組成分析によると、生ごみを示す厨芥類が年4回の計測による平均で15.8%であっ

た。これはキエーロ等の消滅型生ごみ処理容器等への支援を通じて減量化を進めている効果が出ているものと考えられる。一方、令和6年度の事業系可燃ごみの組成分析によると、生ごみは生活系と同じ計測により16.5%を占めており、各項目の数値で比較すると、容器包装類プラスチックに次いで多い。廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び市廃棄物の処理及び清掃に関する条例には、事業者自らの責任において適正に処理及び廃棄物の再生利用及び減量化を図るとともに、市の施策に協力することが明記されている。事業系可燃ごみにおける生ごみについて市はどのように減量化等を進めようとしているのか示せ。

- ・ 事業系可燃ごみにおける生ごみを給食施設等で行っている堆肥化と同様にリサイクルする試みが必要と考えるが認識を示せ。

④ 会津若松市公設地方卸売市場から排出される廃棄物

- ・ 市が保有する施設で廃棄物を多く排出している施設の一つが会津若松市公設地方卸売市場（以下「公設市場」という。）と考える。公設市場では一般社団法人会津若松市公設地方卸売市場協会の主導のもと、分別及び処分量の減量化を行っている。令和2年度と令和6年度を比較して、どの程度分別及び減量が進んでいるのか具体的な取組とともに示せ。
- ・ 公設市場では可燃物のごみについて、生ごみとその他の可燃物とに分別はしていないと聞き及ぶが、更なる減量に向けて生ごみの分別が必要と考えるが認識を示せ。また、生ごみの分別が可能になると、給食施設等での堆肥化の事業同様にリサイクルも可能となり更なる処分量の減量へとつながると考えるが認識を示せ。
- ・ 公設市場での生ごみ分別が可能になれば、市内事業者への模範となることから、分別も進み、リサイクル等を通して事業系可燃物の量を減量させることにもつながると考えるが認識を示せ。

⑤ 使用済み紙おむつの分別収集によるリサイクル

- ・ 市は令和8年より家庭系可燃ごみにおいて、紙おむつを有料化の対象とせず別の袋にて収集することとした。令和4年2月での私の一般質問において「将来的に対策が必要となる品目であると認識しており、排出割合の推移を注視し、情報収集を行っているところである。」との答弁であ

った。別の袋にて収集することとなった経緯及び収集された使用済み紙おむつの処理方法を示せ。

- ・ 民間の事業者と提携し、使用済み紙おむつをRPF（廃棄物固形燃料）として再利用を試みる自治体もある。本市においてもリサイクルに向けて検討も必要と考えるが認識を示せ。

⑥ 循環型社会経済の確立に向けて

- ・ 本市は令和3年12月にゼロカーボンシティ会津若松を宣言し、2050年までのできるだけ早い時期に、温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを宣言している。また、令和8年3月には新ごみ焼却施設が稼働となるため、燃やせるごみの更なる減量が急務となっている。分別を更に実施し、品目ごとにリサイクルを行うことによりごみの減量を実現していくことが重要と考えるが認識を示せ。また、そのためには何が必要となるのか示せ。
- ・ リサイクルを実施し生成品を供給することができたとしても、生成品への需要がなければリサイクル事業は成立しない。給食施設等及び事業系施設から排出される生ごみから生み出される堆肥等、また、使用済み紙おむつから生み出されるRPF（廃棄物固形燃料）等様々な生成品が生み出されているが、リサイクルから生み出される生成品の価値、需要及び活用における効果について認識を示せ。
- ・ 今後、民間の事業者との連携を強化し、各種リサイクルによる生成品の需要と供給を成り立たせ、循環型社会経済を構築していくことがゼロカーボンシティ会津若松の達成及びごみの減量化へ向けて重要と考えるが認識を示せ。また、構築するために市は何ができるのか示せ。

14 議員 中川 廣文（一問一答）

(1) 高齢者福祉について

① 高齢者の生活支援

- ・ 令和6年から令和32年までの間に、子のいない高齢者は459万人（人口の12.7%）から1,032万人（人口の26.5%）に増加し、子・配偶者ともいない高齢者は371万人（同10.3%）から834万人（同21.4%）に、三親等内の親族がいない高齢者は286万人（同8%）から448万人（同11%）に、それぞれ増加する見込みであるという日本総合研究所の試算が令和6年に発表された。福島県内の単身世帯は

令和2年10月1日時点で24万5,335世帯に上り、総世帯の約33%を占め、10年前と比較して7ポイント増加している。令和32年に向けて、これまで地域における支え合いの基盤となっていた地縁・血縁・社縁といったつながりが弱くなり、単身世帯、特に高齢者の単身世帯の増加などの社会情勢が変化していく中で、令和3年4月より、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援等について地域一体での実施等を柱とする重層的支援体制整備事業が国において始まったことに伴い、本市でも、令和7年度から本格的に同事業の取組が始まった。その中の生活支援体制整備事業について、NPO、社会福祉法人、町内会、民生委員・児童委員等と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を一体的に図る上で、生活支援コーディネーターを全市と7地区に配置し生活支援に関する支え合い活動の充実を目指すとしている。本市の独居高齢者数の現状と令和32年までの見通しを示した上で、生活支援コーディネーターのこれまでの主な実績と、今後の体制の見通し、今後期待される役割について見解を示せ。

- ・ 包括的な支援体制を整備していく上で、支援を必要とする方の生活課題は福祉分野のみでは完結せず、社会・経済活動等が行われる中で多様な分野にわたる課題が生じている。福祉分野に限らない体制の構築や地域との連携・協働の意識が重要だと考えるが、連携先として、地方創生・まちづくり、司法、商工・農林水産といった分野との連携についての取組内容と、総合的な見解を示せ。
- ・ 多職種連携が重要になってくることに伴い、個人情報保護や守秘義務等、支援を必要とする方や世帯の情報共有の在り方も課題となってくるが、情報共有の在るべき姿について見解を示せ。

② 高齢者医療の現状

- ・ 平成30年に本市では会津若松医師会へ委託をし「会津若松市在宅医療・介護連携支援センター」が設置された。身寄りのない高齢者や、親族がいても支援を期待できるとは限らない、いざというときに頼れる相手がない高齢者が支援を必要とする場合、在宅医療・介護連携支援センターはどのような関わり、対応をするのか、現状と課題を示せ。
- ・ 令和4年の帝国データバンクの調査データでは、令和3

年の医療機関の倒産件数が、前年比6件増の33件、休業・解散件数は567件と過去最高水準にあり、とりわけ診療所の割合が高く、全体の休廃業件数の8割を占めている。本市の医療資源について、現状で市民ニーズに十分応えることができているのか、医療資源の直近10年間の推移を示せ。

- ・ 本市では、令和元年度にオンライン診療推進事業補助金の交付等に関する要綱を制定し、会津オンライン診療研究会と連携しオンライン診療を中心とした地域包括ケアシステムの確立に向け実績を積み重ねている。現在は主にパーキンソン病や筋ジストロフィーなどの神経難病の患者を対象としているが、多職種協働を軸とした在宅医療・介護の一体化を図ることも視野に入れている。本市の医療資源の現状を踏まえた上で、単身化・高齢化が進み一人で通院することが難しくなると、医療機関も患者のニーズに合わせ、外来から在宅医療に軸足を移す必要性が出てくると考えられるが、今後の本市のオンライン診療の展開について認識を示せ。

③ 充実した看取りの体制整備

- ・ 一人暮らしのまま自宅で亡くなり、発見まで時間がかかる「孤立死」が増えている。内閣府の調査によると、引き取り手がなく自治体が火葬するなどした遺体は令和5年度で約4万2千人。死後8日以上経過して発見されたケースを孤立死と位置付けた令和6年の孤立死者数は2万1,856人と推計された。また、令和6年に全国の警察が取り扱った20万人の遺体のうち、自宅で死亡した一人暮らしの人は7万6,020人、65歳以上の独居高齢者はその約76%の5万8,044人だった。本市の高齢者福祉の目指す姿は「介護予防により、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活が続けることができるまち」の実現である。その裏返しで、住み慣れた地域で人生の最後を迎えたい、市としてはそういった思いもケアする必要があると考える。本市の孤立死防止等ネットワーク協定に基づく孤立死の現状を示した上で、終活、充実した看取りの取組について示せ。また、本市のACP（アドバンス・ケア・プランニング）「人生会議」の取組について示せ。
- ・ 孤立死の実態も把握した上で、SOSを求めやすい環境整備、当事者へ支援を届ける体制の構築が必要と考えるが、身寄りのない高齢者に行政としてどうアプローチしていく

のか、見解を示せ。

- ・ 平均寿命が短く、高齢者になったときの健康状態が重大な問題になることがなく、子どもや孫たちと同居して暮らすのが当たり前だった時代と異なり、高齢の独居が増加している状況下では、終末に至るまでの環境も人によって大きく異なるようになった。民間による「高齢者終身サポート事業」もあるが、経済的な理由により民間サービスを受けられない場合もあり、終末に至るまでにも格差が生じてしまうと考えるが、見解を示せ。
- ・ 一人暮らしの高齢者は日常会話が少なくなり認知症になりやすいとされている。発症しても早期発見が難しく対応の遅れにより悪化する恐れもある。厚生労働省によると、認知症の患者数は令和4年時点の443万人から、令和32年には586万人へと増加する見通しであり、認知症対策も急務であると考えるが、本市の認知症対策、主に独居の高齢者への対策について取組内容を示せ。

④ 介護施設の現状

- ・ 高齢者福祉の充実を図る上で、介護施設の人材確保、職場環境の改善も課題となる。直近で開催された厚生労働省の社会保障審議会・介護保険部会の会議でも、人手不足が課題として取り上げられ、人材の定着を図る手立ての一つとして利用者からのハラスメント対策の推進が挙げられた。介護サービスの利用者は認知症や精神疾患の場合も少なくなく、個々の心身の状況を十分に理解した上で利用者の行為について判断する必要があるが、介護施設の環境改善において、行政としてはどのようにハラスメント対策を講じるのか、現状を示した上で、取組内容を示せ。

15 議員 古川 雄一（一問一答）

(1) 小・中学校内における防犯について

① 小・中学校の防犯対策

- ・ 令和7年5月8日午前11時に、東京都立川市の市立第三小学校に男2人が侵入し、2階の2年生の教室で児童の名前を叫んだり担任教師に暴行を加えたり、酒瓶を床に投げつけたりした上に1階の職員室の窓ガラスを割ったりして、教職員に取り押さえられ、現行犯で逮捕されるという事件があった。児童にけがはなかったが、教職員5人がけがをした。逮捕された男2人は、2年生の保護者である女性の

知人で、この保護者が子どものことで担任と面談をした後に一旦学校の外に出て、知人の男2人を連れて学校に戻って来て、この事件が起きたとのことであった。令和5年には埼玉県戸田市の市立美笹中学校で、男子高校生が教師をナイフで切りつけ、大けがをさせた。令和4年には、埼玉県日高市の市立高根中学校に男が侵入して生徒3人がけがをした。平成13年には大阪府池田市の大阪教育大学附属池田小学校に刃物を持った男が押し入り、児童8人が殺害されたほか、教師を含む15人がけがをした。平成17年には大阪府寝屋川市の市立小学校で包丁を持った卒業生の少年が教師1人を殺害し、教職員2人に大けがをさせた。このように、学校での事件は後を絶たない。児童・生徒同士のトラブルから保護者を巻き込んだトラブルになる場合や生徒と教師の問題など、原因は様々だと思う。学校は安全だということや学校は地域コミュニティの中心だったということは、遠い昔の話になってしまった。本市における小・中学校の防犯対策について認識を示せ。

- ・ 児童・生徒間のトラブルに対しての担任教師の対応について、学校長及び教育委員会の指導方針について認識を示せ。
- ・ 子どもの問題で保護者と教師との間でのトラブルがあった場合の教師の対応について、学校長及び教育委員会の指導方針について認識を示せ。
- ・ 生活環境の多様化に伴い教育環境が複雑化してきている状況の中で、学校と保護者との信頼関係が希薄になっていると感じる。児童・生徒と教師、保護者と学校との信頼関係を構築することが大切であるが、その方策について認識を示せ。
- ・ 児童・生徒が安心して学校生活を送れる教育環境と地域社会を構築しなければならない。そのためには教育に関する様々な機関との連携が必要と考えるが、現状認識を示せ。

(2) 不登校の実態と対策について

① 小・中学校の不登校児童・生徒の実態と対策

- ・ 全国の児童・生徒の数は毎年約1.5%ずつ減少しており、毎年過去最小を更新し、少子化に歯止めがかからない状況である。このように全体の人数が減少しているのに対し、逆に不登校の人数は増え続けている。それも急速に増えている。文部科学省の調査によると、令和5年の全国の不登

校児童・生徒の数は、34万6,482人であり、初めて30万人を突破したとのことだ。前年比約4万7,000人の増加であり、急増している。本県では同じ令和5年では、4,338人であった。2年前と比べると1,420人増加している。本県においても過去最高であった。本市の令和6年の不登校児童・生徒数は小学校で117人、中学校が217人で、合わせて334人であった。10年間で174人増えている。令和7年度の市の教育行政推進プランによれば、小・中学校における不登校の出現率について、平成27年度に定めた基準値は1.6%に対して令和6年度実績は4.3%であった。令和7年度の計画値は3.5%となっているが、計画値の根拠と具体的な取組について示せ。

- ・ このように増え続けている不登校の児童・生徒について、その原因は、トップが無気力、不安。2番目が生活リズムの乱れ、遊び。3番目がいじめ。4番目が親子の関わり方となっている。本市の不登校児童・生徒の原因と対策について認識を示せ。

② フリースクールの実態と役割

- ・ フリースクールは、一般的には、不登校の子どもに対して、学習活動、教育相談、体験活動などを行っている民間の施設であり、目的は学校になじめない、いろいろな理由で学校に行けない子どもたちが、安心して過ごせる居場所を提供し、学習意欲を高め、自己肯定感を育み、社会とのつながりを構築し、自立心の育成、学校への復帰を支援する、とある。全国のフリースクールは、第3の居場所や、最後の砦などとも言われているが、本市におけるフリースクールの実態と役割について認識を示せ。

(3) ひきこもりの実態と対策について

① ひきこもりの実態

- ・ 内閣府の調査によると、15歳から64歳までの間でひきこもり状態にある人は、全国で推計146万人いるとのことである。本県においては、令和4年の県の調査によると県全体では1,327人であり、本市においては、推定で57人となっている。しかし正確な人数はわからないようである。年代別で多いのは働き盛りの40代から50代であり、全体の約半数を占めている。人口減少が進み、企業では人手不足が深刻な状況の中、これだけの人ひきこもりとなっていることは、重要な社会問題となっている。本市のひきこもり

の実態について認識を示せ。

② ひきこもりの対策と支援

- ・ 本市のひきこもり支援については、平成30年5月に関係機関や専門機関で構成された「ひきこもり支援連携会議」を設置し、関係機関が相互に連携しながら、家族支援も含めた支援に取り組んでいるとのことだが、その成果及び課題についての認識を示せ。
- ・ ユースプレイス自立支援事業については、一般社団法人福島県若年者支援センターに委託して行っている。ひきこもりやニートなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対して「居場所」を提供し、各種プログラムへの参加により社会性を身につけさせ、就労の意欲を高めることで、社会的な自立を目指すことを目的にしているが、これまでの成果と課題について認識を示せ。
- ・ また、これらの支援や事業がわからない、参加していないひきこもりやニートと呼ばれている人に対しては、どのような対策や支援を考えているのか認識を示せ。

(4) 経済対策について

① 米国の関税引き上げによる本市への影響と対策

- ・ 令和7年1月に就任した米国トランプ大統領による一連の関税引き上げが世界の金融・経済を揺るがしている。特に米国が輸入する鉄鋼・アルミニウム製品や自動車に25%の追加関税を課したこと以上に、日本に24%もの高い相互関税を課したことは、衝撃を与えている。現在政府においては相互関税の撤廃に向けて米国との間で交渉中であり、今後の動向を見守るしかない。しかし、もし米国がこのまま提示した関税及び相互関税が実施されとなれば、日本企業による設備投資の減少や日本国内における個人消費の減少が危惧される。特に、自動車関連の製造業にとっては大変な事態が予想される。本市においては、新工業団地整備に向けて計画が動き出しているが、工業団地を整備したとしても、果たして製造業の企業を誘致できるかは厳しいと思われる。米国関税引き上げによる本市経済及び新工業団地進出企業への影響の認識を示せ。
- ・ また、本市の地場産品である清酒は米国にも輸出されている。影響が心配されているが認識を示せ。
- ・ 本市には、伸銅品の国内シェアのトップを誇る大手の非鉄金属メーカーの工場がある。正社員約450人、グループ

企業を合わせると 576 人。その下請け企業が何社もあり、本市の経済を支える重要な企業である。製品の半分は自動車部品だそうで、米国の相互関税の影響で自動車の輸出量が減少すると当然部品メーカーにも影響がある。雇用維持の観点から国への支援要請など、今後の認識を示せ。

② 物価高騰による市の対策

- ・ 現在も国内では物価上昇が続いている。国においては、令和 5 年度に物価高騰対策として「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」、いわゆる重点支援地方交付金を創設して申請のあった自治体に交付したが、市においては令和 6 年度はどのように使われたのか示せ。
- ・ 令和 7 年度の 1 回目の実施計画提出について示せ。
- ・ 交付金の活用以外に市としての物価高騰対策について示せ。

16 議員 大竹俊哉（一問一答）

(1) 人口減少社会が財政に与える影響と公共施設の在り方について

① 第 2 期会津若松市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

- ・ 令和 6 年における出生数と死亡数及び社会動態の流入・流出について示せ。また、少子化の要因、死亡者数が増加傾向にある理由、人口流出の要因についてそれぞれどのように分析しているのか示せ。
- ・ 生産人口はどのように変化してきたのかを 2005 年次から 5 年ごとの推移で示し、その理由と本市経済に与えた影響をどのように分析しているのか示せ。
- ・ 20 歳から 34 歳までの女性の人口はどのように変化してきたのか 2005 年次から 5 年ごとの推移で示し、出生者数との関連性について見解を示せ。また、20 歳から 34 歳までの女性が減少した要因をどのように分析しているのか示せ。

② 人口減少がもたらす長期財政計画への影響

- ・ 第 2 期会津若松市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを用いて、2035 年に想定される市の歳入を示せ。
- ・ 第 2 期会津若松市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを用いて、2035 年に想定される市の歳出を示し、2035 年における教育施設を含めた公共インフラ全体のランニングコスト額が市の財政全体に占める割合を推計値で示せ。
- ・ 第 2 期会津若松市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

において目標としている人口規模は、最早誤差の範囲を超えており、人口10万人程度を維持していくという目標は叶わないものと推定する。市は現時点でも目標を達成することは可能だと考えているのか見解を示せ。

- ・ 第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョンは市民ニーズに基づく財政需要を予測する際の基礎となっていると考えるが、財政見通しや各種インフラへの投資、職員人件費も含めた行財政改革などの各種計画を正確なものにするためには現実に即した人口ビジョンが必要と考える。第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを改訂していくに当たり、どのような視点から見直しを図るつもりなのか示せ。

③ 公共施設管理計画と将来負担

- ・ 県立病院跡地利活用構想を計画どおり進めた場合における2035年度の実質公債費比率と将来負担比率の推計を示せ。また、計画を中止した場合の実質公債費比率と将来負担比率をそれぞれ示せ。
- ・ 人口が増えていくことが難しいであろう本市にとって、新しい公共施設を整備する余裕はないと考える。県立病院跡地利活用構想は一旦白紙とし、人と財を生み出すような利活用方法を、地元企業と市民の英知を結集して考えていくべきと考えるが、構想を白紙撤回する考えはないのか見解を示せ。
- ・ 公立小・中学校の余裕教室の実態と利活用状況について示せ。
- ・ 令和7年4月に鶴城小、城北小、行仁小、城西小、謹教小、日新小、東山小及び小金井小に入学した児童数を学校ごとに示し、同校の5年後の令和12年度の入学予定者数を示せ。
- ・ 体育館、屋外運動場、武道関係などの市内スポーツ施設における利用者の総数を平成17年度からの5年ごとの推移で示し、利用者の増減に対する見解を示せ。
- ・ 各施設を現状のまま維持管理していくだけでも、市民一人当たりの負担は増えていくことが予想されることから、受益者負担の原則に則り施設の使用料は順次引き上げていくべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 會津風雅堂、市文化センターの稼働率に対する認識と収益性に対する見解を示せ。また、人口が減り続ける本市においては、将来的に維持管理ができなくなる恐れのある規

模の大きい体育施設や文化施設は、早い時期から統廃合計画の策定に着手すべきと考えるが見解を示せ。

- ・ 現在、旧北会津村・河東町との合併から二十余年が経過しており、これまでに河東支所、北会津支所それぞれの社会的役割は十分に果たしてきたと考える。今後これらの支所は廃止に向けた検討に入るべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 市内各地にある公民館は施設の更新が迫られているが、現在の財政状況では施設更新は現実的ではなく、長寿命化や事後保全が精一杯の状態であると考え。各地にあるコミュニティセンターにその機能を集約し、多機能型コミセンとしてリニューアルを行い、運営を民間委託に切り替えていくべきと考えるが見解を示せ。
- ・ 会津若松市公共施設等総合管理計画及び各種の長寿命化計画に従って公共施設を保全した場合の今後20年分のコストをトータルで示し、減り続ける人口の中でそれが賄えると考えているのか見解を示せ。

④ 教育施設の統廃合

- ・ 本市では、今後50年は出生者数の増加は見込めないものと考え。減り続ける旧市街地内の学区を再編し、統廃合を加速度的に進めなければ、教育の質を維持することすら困難になるのは明らかなことであるが、学区の再編と学校施設の統廃合に対する考え方を示せ。
- ・ 県において、後期の県立高校統廃合の見直しが議論されているようだが、聞き及ぶところによると次回の統廃合には本市の4つの高校が既に議題に載っているとの情報が県の教育関係者から伝わってきている。会津学鳳高校を除く市内にある県立高校4校が2校に再編されることは、耶麻郡、河沼郡及び大沼郡での統廃合を鑑みれば理解でき、教育の質を確保する上では自然な成り行きであるため受け入れるしかないものと考え。仮に、若松商業高校が会津工業高校と統合して実業高校として生まれ変わり、会津工業高校の現有地へと移転した場合には、若松商業高校の跡地は空き地となり有効活用について県と話し合いをしなければならなくなる。また、会津高校と葵高校が統合となり、葵高校の現有地へと移転した場合には会津高校の跡地は空き地となりその有効活用についても県と協議をしなければならなくなる。市内に大きな空き地ができるタイミングであれば、小・中学校の学区の再編と建替えがしやすくなり、

むしろそのタイミングでなければ二度と学区再編には着手できなくなってしまうのではと考える。中高一貫教育である県立会津学鳳高校があるノウハウを活かし、既に学園になっている学校を除く全ての中学校を中高一貫校とすることを県に申入れしてはどうかと考えるが見解を示せ。また、本市にある県立高校の統廃合について、県からどのような情報が寄せられているのか示し、このことも含めた様々な事項について県の各機関と十分に話し合いができる体制が取れているのか認識を示せ。

⑤ 各種計画の統廃合

- ・ 人口を増やしていくことが難しい本市にとって、人口をベースに策定した各種計画は最早実現できるレベルではないものとする。現在の人口ビジョンを統計学のアルゴリズムに従った人口ビジョンに作り直し、そこから導き出される財政需要に沿った計画に改める必要があると考えるが、法定計画を除く人口をベースにした全ての計画を、リアルな人口ビジョンを基に策定し直す考えはないのか見解を示せ。

17 議員 笹内直幸（一問一答）

(1) 「食べるための力」を身につける食育の推進について

① ライフステージに対応した食育の推進

- ・ 第2次会津若松市食育推進計画（以下「市食育推進計画」という。）には「乳幼児から高齢期までのライフステージにおいて、それぞれの年代に特有の生活の変化や健康課題等を踏まえて食育の取組を進めます。また、望ましい食習慣の実践に向けて、からだやこころ、食物アレルギーなど、多様な食の悩みに応じる相談窓口の体制強化に努めます。」との記載がある。さらにそれぞれの「特徴と課題」として、乳幼児から学童・生徒・青少年は、「福島県・会津地方はこどもの肥満が多い傾向。ライフステージに応じた食育の取組を進めることが必要。」とあり、若年代（20・30歳代）・働き盛り世代（40・50歳代）は、「アンケート結果より、こどもの頃に比べて望ましい食習慣が減少。また、健診結果より肥満や高血圧の割合が高い現状にあるため、望ましい食習慣のための情報提供や支援が必要。」とあるが、これらの年代に対するこれまでの取組状況と成果を示せ。

② 家庭における食育の推進

- ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」は元気の源といわれている。「早寝」は夜10時から深夜2時までの成長ホルモンが活発に出る時間にぐっすり眠ることで、成長や細胞の修復が促されやすくなる。「早起き」は明るい光で目覚めることで、1日を意欲的に過ごすスイッチが入りやすくなる。「朝ごはん」は朝ごはんを食べることで内臓が目覚め、排便リズムを整え、スッキリ元気に過ごしやすくなる。本市は「早寝・早起き・朝ごはん」についてどのように認識し、推進しているのか示せ。
- ・ 農林水産省では「朝9時までに食べる→1日シャキッ！めざましごはん」というキャッチフレーズで、朝ごはんを食べることを推奨し、次のことが農林水産省ホームページに記載してある。「朝ごはんを抜くと、脳のエネルギーが不足して集中力や記憶の低下などに繋がります。」「朝食を毎日食べることは、良好な生活リズムや心の健康と関係しているという研究結果が複数報告されています。」そこで、本市における朝食欠食率についての認識と課題を示せ。また、市立学校では朝食欠食率を減少させるためにどのような取組を行っているのか示せ。

③ 幼稚園・認定こども園・保育所・学校等における食育の推進

- ・ 市食育推進計画では、「学習指導要領、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等、給食を通じた関わりとともに食育の取組を進めます。また、保育活動や教育活動を通じた食育は、こどもたちの年齢・発達・成長段階に応じて進めます。具体的には、幼稚園・認定こども園・保育所等では、管理栄養士・栄養士、保育士、幼稚園教諭等が連携し、野菜の栽培などの体験学習を通じて食べものの大切さと感謝の気持ちを育みます。また、楽しく食べる体験により、食べることへの興味や関心を持ち、自ら進んで食べようとする気持ちを育てます。さらに、離乳食や食物アレルギーへの対応、発育状況や食事マナーなど、保護者に対して必要な情報の提供を行います。教育機関では、成長期にある児童・生徒の健康な心身を育み、栄養教諭や食育コーディネーターが中心となって、理科や社会、家庭科、保健体育、学級活動などにおける食に関する指導を通じて進めます。」と記載してあるが、具

体的に管理栄養士・栄養士、保育士、幼稚園教諭等はどのように連携して取り組み、成果を挙げようとしているのか示せ。

- ・ 市立学校・幼稚園・認定こども園・保育所では、食育としてどのような観点に留意し、日々の給食を提供しているのか示せ。

④ 令和5年度食育アンケート調査結果

- ・ 令和5年度は市食育推進計画の中間年度に当たることから、評価指標の現状値を把握すること、また結果について地域全体の食傾向の把握を行い、計画の推進を図ることを目的としてアンケート調査が行われたが、その結果を受け、本市の課題認識を示せ。

⑤ 食育の推進活動の展開

- ・ 市食育推進計画によれば、食への意識が若者世代（20・30歳代）、働き盛り世代（40・50歳代）は他年代に比べて低い現状にあるとされており、SNSやICTを介した情報を提供することが必要であると思われるが、本市はこれまで、どのような手法で情報を発信したのか示せ。またその効果を示せ。
- ・ 毎月19日は食育の日と定められているが、この食育の日をどのように活用し、取り組んできたのか示せ。
- ・ 令和6年度行政運営方針、政策分野17健康・医療、施策1生活習慣病の予防、重点方針9の⑥食育の推進に、「第2次食育推進計画に掲げている「(仮称)食のあいづっこ宣言」の策定に取り組みます。また食育ネットワークや関係機関、庁内関係部局とも連携し各事業を推進します。」と記載してあるが、「(仮称)食のあいづっこ宣言」の進捗状況を示せ。また、食育ネットワークや関係機関、庁内関係部局との連携はどのように行われ、今後どのように食育を推進していくのか示せ。

⑥ 学校給食費無償化

- ・ 学校給食費無償化については、これまでも多くの議員が一般質問で取り上げているが、その都度、市の答弁では「国の動向を注視してまいります。」であった。令和7年2月の衆議院予算委員会の中で石破総理から「小学校の給食無償化を念頭に安定した恒久財源の確保策と併せ、令和8年度以降できる限り早期の制度化を目指したいと考えております。」との発言があった。学校給食費無償化について

市の見解を示せ。

- ・ 市立中学校の給食費無償化について、市の見解を示せ。

18 議員 石田典男（一問一答）

(1) 本市の学校給食の実態について

① 本市の学校給食の実態

- ・ 令和5年度における学校給食費の内訳について、維持管理費、光熱水費等、調理・洗浄・配送業務委託費、食材購入費及び物価高騰対応分食材費の4項目に分けて示せ。
- ・ 令和5年度の学校給食費の総額、児童・生徒1人当たりの年間経費の平均額及び1食当たりの平均単価を示せ。
- ・ 令和5年度におけるセンター方式での学校給食調理・洗浄・配送業務委託において、調理場ごとの対象校、受注者の本社所在地、配送業務の再委託の有無及び委託期間についてそれぞれ示せ。
- ・ 令和5年度における自校方式での学校給食調理・洗浄業務委託の対象校、受注者の本社所在地及び委託期間を示せ。
- ・ 令和5年度の学校給食費における児童・生徒1人当たりにかかる年間委託料について、調理場ごとでの最高額、最低額及び平均額をそれぞれ示せ。
- ・ 各調理場の建設費用及び調理等業務委託を除く、学校給食業務に掛かる人件費、その他関係する経費の概要を示せ。
- ・ 令和5年度における学校給食に係る全ての経費について、公費負担分と保護者負担分に分け費用ごとに示せ。
- ・ 学校給食施設の在り方について、整合性は図られていると以前の本会議で答弁があったが、調理場ごとの費用格差、委託業務の在り方など今後の課題について見解を示せ。
- ・ 学校給食における地元農家、地元企業及び地場産品の活用状況を示せ。また、これらを学校給食に採用する条件と手続について示せ。
- ・ 福島県教育庁健康教育課が発表した「令和6年度学校給食における地場産物の活用状況調査結果」について、本市としての認識と見解を示せ。

(2) 市立学校の制服の状況について

① 市立学校の制服の状況

- ・ 市内の中学校・義務教育学校後期課程の令和7年度における制服の指定状況について、ジェンダーレス対応の経過を含めた概要を示せ。

- ・ 新しい制服の採用に当たり、教育委員会としてどのような指導を行い、実行してきたのか示せ。
- ・ 新しい制服の採用に当たり、該当する高学年児童へのアンケート調査の実施や、旧制服の着用との選択制の取組を行っている自治体があると聞き及んでいるが、本市の認識と見解を示せ。
- ・ 制服のリユースについて、市の見解を示せ。

(3) 市国際交流協会負担金について

① 市国際交流協会負担金

- ・ 市国際交流協会負担金（以下「負担金」という。）について、令和6年3月の予算決算委員会第1分科会での審査における企画政策部副部長の答弁は「いわゆる自主事業、受託事業等には関係なく、職員人件費や家賃等といった一般管理費の部分を市が負担する。」との趣旨の内容であったが、令和7年度当初予算における負担金2,220万2,000円の詳細な内訳を示せ。
- ・ 平成8年4月27日の市国際交流協会設立当初からの負担金の推移について概要を示せ。
- ・ 協会の活動の推移と負担金との整合性について見解を示せ。
- ・ 市が支出している他団体の人件費と比較した上で、負担金に対する見解を示せ。
- ・ 令和8年度から栄町第二庁舎へ移転することのことだが、今後の負担金の見通しを示せ。

19 議員 議 矢 隆（一問一答）

(1) 持続可能な農業・農村支援について

① 本市の集落営農の現状と集落機能再生策

- ・ これまで策定されてきた地域計画だが、その内容について新たなステップへの移行が求められている。本市における地域計画の進捗状況を示すとともに、見えてきた課題を示せ。
- ・ 令和6年の集落営農実態調査の結果が公表され、その中で本市の実態も明らかとなった。本市の集落営農を構成する農業集落数は「1集落」が83.3%と最も多い。次いで「3集落」が12.5%、「4集落」が4.2%となっている。集落営農を構成する農家数は「20～29戸」が最も多く37.5%となっている。また、集落営農の主たる農業従事者数は「

1人」がもっとも多く33.3%を占め、次に多いのが「5人以上」で29.2%、「3人」が25.0%、さらに「主たる従事者はいない」が4.2%と続く。こうした現状を反映してか、地域農業の位置付けをみると、「実質化している人・農地プランの中心経営体」又は「地域計画において農業を担う者」として「位置付けられている」のは、50%と5割にとどまっている。本市における集落営農の実態を踏まえ、市として具体的に取り組む施策は明確になったか示せ。

② 米の作付動向と大規模化の現状

- ・ 令和の米騒動と言われるほどの米不足及び米価の高騰が続いている。政府が備蓄米を放出しても市場には出回らない状況が続いている。一方で消費者の米離れが心配される中、海外からの輸入が取りざたされ、さらに、国民を愚弄するような発言によって農林水産大臣が辞任するなど、米をめぐる情勢が混乱を極めている。米農家は、今後も24年産米と同様の販売価格が確保できる確証がない中、作付面積を増やすべきなのか、米価安定のためにこれまで同様の対応をすべきなのか判断を迫られている。そのような中、国が25年産の主食用米作付面積の予想を発表しており、本市においても農家の作付意向は増加するとしている。田植えもほぼ終えたようだが実態はどうか示せ。あわせて、農地面積に対する作付割合を示せ。
- ・ 本市は、農地中間管理事業を活用し経営規模拡大を推進してきた経過にあるが、出し手農家は増加傾向が続いている一方、受け手の農業者や生産法人の方からは、受入れは限界に達しているという声が聞こえている。出し手農家の農地面積の推移を示せ。また、新たな担い手の確保が急務となっていると考えるが認識を示せ。

(2) 除雪体制の改善策について

① 除雪体制の抜本的見直し

- ・ 令和7年2月の豪雪は災害救助法が適用されることとなったが、幸いにして重大な人的被害が回避された一方で、一部公共施設や家屋に被害があり、さらにパイプハウスや果樹棚などを中心に農業用施設が大きな被害を受けた。また、国・県道をはじめ市内の道路は、車の走行はもちろん歩くことさえも困難な日々が、地域によっては3週間以上続き、市民からは令和7年3月1日までに約4,300件の苦情が寄せられた。近年は温暖化の影響なのか、通勤・通

学に支障をきたすような積雪にはならなかったものの、会津地方はそもそも豪雪地帯である。農政においては、例年春先になると、霜による被害に対処するため、県・市・J Aなど関係機関による「防霜対策本部」が設置され、生産者に対して注意喚起を行い被害防止に努めている。市は、これまで降雪期に向けて除雪に関する対策本部を設置して準備してきたのかどうか、またその対策会議で議論されてきた内容はどのようなものなのか示せ。

- 近年の気象予想情報は驚くほど詳細・正確になってきている。1月及び2月に発生した豪雪情報も早い段階から発表されていたため、多くの一般市民が不安を抱き、そしてそのための準備をしていたのではないかと推察する。市としても情報収集をはじめ様々な事態を想定し、準備のための対策会議等を開催するなどしたと思われるが、どのような議論がされ、結果、どのような対策をとったのか具体的に示せ。
- 市は、除雪車運行システムを導入し除雪車両の位置情報をホームページ上に掲載しているが、町内会役員の新聞投稿によれば「除雪車の位置を知ることができるが、知ることができても何の意味もないことが分かった。」とのことである。除雪車運行システムが導入され、多額の経費を要してきたが、住民のためには何の意味もないと評価された。私のもとにも、「除雪車は何度も目の前の道路を歩いていくが除雪はしていかない、一体どうなっているのか。」という声が多数届いていた。このことに対する認識を示せ。除雪車運行システム導入以降その有効性・費用対効果等について度々指摘してきたが、今後の活用の方向性について示せ。
- 雪捨て場の確保は、降雪により混乱した不安な日々から一日でも早く平常な市民生活に戻すための重要な課題である。今般、県立病院跡地を臨時雪捨て場として使用することとなったが、開設者は福島県であった。なぜ会津若松市ではなく県だったのか経過を示せ。また、運搬された雪を排雪したが、誰が費用を負担したのかを示せ。
- 市長は、豪雪による市民の声を受け、除雪の在り方について検討すると表明した。今年のような豪雪は今後も必ずあることを想定し、これまでの除雪に対する認識を改め、対策を抜本的に見直さなければならないと考える。どのよ

うな体制又は組織を立ち上げて検討する考えなのか示すとともに、その結果をいつ頃までに市民に周知するのか示せ。

② 除雪費不足に対する責任の在り方

- ・ 令和6年の除雪費は災害級の豪雪であったこともあり、当初予算4億5,000万円の約4.5倍、20億5,000万円を超える額となった。除雪を委託した事業者には大変なご苦勞を掛けたわけだが、その支払いには令和6年度の予備費等を充当しても足りず、令和7年度の委託料を補償金に流用して支払わざるを得ない状況となってしまった。令和7年2月定例会議に提案した補正予算を計上するに当たり、見積もりが相当甘かったと指摘されても仕方がない事態となったわけだが、その理由は何であったのか示すとともに、このような事態に至ったことに対する認識を示せ。
- ・ 令和7年5月12日の建設委員会協議会での説明によれば、令和6年度の除雪に対する国の交付金は、年度内予算の支払いに対するものであり、今般令和7年度予算によって支払われるものについては国の交付金の対象にはならないとの説明があった。それが事実とすれば、本来受け取るべき交付金を受けとることができないということであるから、事務処理に過失があったと言えると考える。認識を示せ。あわせて、事務処理に誤りがなければ受け取ることができたであろう国の交付金額がいくらになるのか示すとともに、そのことに対する認識を示せ。また、市長はじめその責任は重大であると考えますが、責任ある立場としてどのようにすべきか認識を示せ。

(3) 職員の働き方改革について

① 働きやすい環境の確保策

- ・ 平成の合併前年、北会津村との合併後、河東町との合併後、両町村との合併から10年後と令和7年4月1日現在の条例定数とフルタイム職員数を示せ。
- ・ 全国的な傾向として、自治体職員の中途退職者が増加しているとの報道がある。本市においても同様の傾向にあるのか、直近5年間の退職者の数と年齢構成、退職の理由を示せ。
- ・ 本市は、令和2年度に「働き方改革推進管理職研修」に取り組み、以降、第1期を基礎期として令和3年度から令和5年度までの3年間、株式会社ワークライフバランスと委託契約し業務改革の取組を集中的に進め、当該取組を通

じて職員の意識改革と働き方の制度改革につなげることを目指し、第2期を定着期として令和6年度から令和8年度までこれまでのモデル職場等の取組から見えてきた全庁的課題に対応するため、外部の専門機関の知見を活用しながら、全庁的な課題解決スキームを構築し、働き方改革の更なる推進に取り組むとしている。一方で、機構の見直しなどによりこれまで積み上げてきたものが活用できない、あるいは、新たな課題が発生するなどして、職場や業務に支障を来すこともあったのではないかと推察する。どのような理由があって実施しているのか示せ。また、頻繁に課やグループを変更するのは、市民ばかりでなく、職員に大きな負担をかけると考えるが認識を示せ。

- ・ 職員安全衛生委員会は、職場で働く職員を労働災害から守ることに加え、労働環境をより良いものとするために機能するよう努めなければならないと考えるが、委員会構成メンバー・開催頻度、成果及び実績を含め、これまでの活動内容を示せ。
- ・ 働き方改革の推進には、職員安全衛生委員会の役割は大変重要であると考えます。認識を示せ。
- ・ 当該業務を以前担当していた職員が有印公文書偽造及び同行使を理由として市が告発し、起訴されるという事件があったが、職員安全衛生委員会は、毎年の公務災害の発生状況を確認するなど、その機能を果たしたと言えるのか示せ。

20 議員 成田芳雄（一問一答）

(1) 新工業団地の整備について

- ・ この件は、令和3年12月定例会で質疑した経過がある。本市は令和2年3月、会津若松市工業振興計画を策定し、その期間を令和2年度から令和11年度までの10年間とした。その理由は、現在分譲可能な工業用地がなく、企業誘致促進のため、新たな工業団地の整備を推進するためだが、用地の決定から分譲開始まで概ね6年程度要するという。また、事業の内容や規模、手法等の骨子や、指針を定める基本構想は、令和3年度の策定を目指して作業を進めており、その後基本計画を策定する中で、適地の選定や具体的なスケジュール等を決めるとのことだった。この事業を進めるに当たり、令和6年3月に策定した基本計画上での変更は

なかったのか認識を示せ。

- ・ これまでに実施した事業内容を示せ。
- ・ 分譲開始は、令和11年度の第2四半期を目指しているが、現在の進捗状況を示せ。
- ・ 工業団地は、用地取得や造成工事等、事業実施上でのリスクを確認するため、土地の権利関係調査や、道路・調整池といった公共施設の配置などを検討する2次評価を実施し、最有力候補地として、河東町八田北生井に決定したが、土地開発は各法令に従い設計しなければならない。さらに、最有力候補地は都市計画法における市街化調整区域であり、開発行為を行うには、地区計画を定めることにより立地基準を満たす必要がある。また、農業振興地域の整備に関する法律における農用地区域で、除外手続も必要となり、かつ農地法における第1種農地であるため、農地転用の手続も必要となる。その他、上水道や電力等のインフラ関係や、工業団地内の雨水排水や工場などから排出される処理水の対応、その他整備に向けての課題は多いようだが、令和11年度の第2四半期に、分譲開始はできるのか認識を示せ。
- ・ 工業団地の最有力候補地として、河東町八田北生井に決定したが、この業務は専門業者への委託業務と思われる。これまで執行した事業費及びその期間を示せ。
- ・ また、担当職員の職務は、どのようなものがあったのか示せ。

(2) ライドシェアについて

- ・ ライドシェアとは、一般ドライバーが自家用車を活用して、他の利用者と座席をシェアしながら運送する相乗りサービスのことで、令和6年4月から日本の一部地域を対象に「日本型ライドシェア」が解禁された。その一つは、「自家用車活用事業」と呼ばれ、主にタクシー会社がライドシェアの運営を行い、通常のタクシーサービスでは対応しきれない需要を補うため、一般ドライバーの車を活用するものである。二つ目は、「自家用有償旅客運送制度（公共ライドシェア）」と呼ばれ、主に自治体やNPOが運営を行い、公共交通機関が不足している地方や過疎地での移動手段に利用されるものである。本市は山や平地等、広大な面積を所有しており、誰もが平等に使いやすく、利用しやすいシステムとして活用し、「移動の足」がない市民や「交通空白地」を無くすため、公共ライドシェアの事業を実

施すべきと考えるが認識を示せ。

(3) 追手町第二庁舎の活用について

- ・ 令和5年3月から建設工事を進めてきた新庁舎は、令和7年4月に完成し、同年5月7日から供用を開始した。これにより、これまで庁舎として使用していた追手町第二庁舎は一部空きスペースとなり、今後の在り方が問われる。追手町第二庁舎跡地の面積は23,222平方メートル、建屋は、延べ12,116.19平方メートルあり、貴重な財産である。市は、史跡若松城跡総合整備計画に基づき、史跡の総合的な整備と有効活用を進めるとともに、鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想に基づき、追手町第二庁舎の在り方について、令和5年から検討しているようだが、結果が出るのはいつなのか示せ。
- ・ また、どのような課題を持って検討しているのか示せ。
- ・ この件については、何年も前からどのように活用すべきであるか、市民も含め問われていると思うが、認識を示せ。